

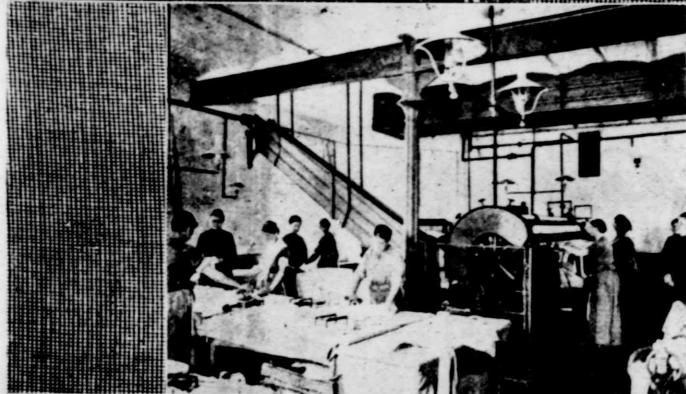
刑 政

刑務協會發行

號 參

卷八拾參第

刑務協會發行



裏面参照

一

二

三

刑 政 第 參 拾 八 卷 第 參 號 目 次

卷 頭 言

論 說

保健技師の職務に關する考察……………司法省衛生官 芥川 信(二)
 フアルケーンの「現今の勞役場は勞働敎育場なりや」……………司法書記官 正木 亮(一〇)
 を讀みて……………本會主事 江村 繁太郎(二〇)
 少年受刑者に母性愛を與へよ……………司法省囑託 前田 靜雄(元)
 作業技師論……………

資 料

チエコスロバキヤの新刑事立法……………井上 忻治 譯(四〇)
 刑務所作業調査特別委員會の報告……………平野 宗一 郎(五)
 海外事報……………K N 生(六〇)

寄 書

減食罰は廢止すべし——善人製造と保護の調査——退院記——我等の英語

統 計

叙 任

法 令

東 西 南 北

會 報

家 庭 欄

口繪説明 フラウワイラー勞役場(四)
(Die Provinzial-Arbeitsanstalt Braunweiler)

フラウワイラー勞役場の女區では女收容者に次の様な仕事をさせて居る。

1. ジャガイモの皮剥・掃除・洗濯の働き富て。
2. 勞役場用の裁縫と長靴下縫。
3. 蒸汽洗濯。

此れによつて得た収益は收容者六八〇名によつて一九〇七年丈で三萬四千八百八マルク(一マーク當時約四十五錢)であつた。

圖(一)はその裁縫の現状

圖(二)(三)は洗濯場

刑務官練習所の入所生とその卒業生諸君に告ぐ

普通練習所に學びまた學ばんとする諸君、諸君の研學は決して諸君が看守長たるの資格を享けることを最高の目的であると思つてはいけません。

高級練習所に學びまた學ばんとする諸君、諸君の研學は決して諸君が典獄補たるの資格を得るに存するのだと思つてはいけません。

一九〇五年のことでありました。ブダペストで國際刑務會議があつたとき、ドイツのエンゲルベルグは刑務官の學修に就て大に主張するところがありました。その時、小河博士は當時閉ざされてあつた警察監獄學校を引用して日本の此種の事業の爲めに世界をあつとらはされた。アメリカのヘンダーソンはその當時現神戸刑務所長印南於兎吉君に日本文化の爲めに深甚の敬意を表したことがあつた。

その様に諸君の先輩は世界的に注目されたのであります。その所以は日本が刑務官の進級の爲めに圖つたことをよしとしたのではありません、刑務の大本は人と人との關係にありといふ眞理を捕へたことをよしとしたからであります。

現今世界の行刑界は刑務官そのものに悩やんで居ります。そうして此の悩みが消え去らぬ間は行刑の改良は夢であります。

既に卒業された諸君、將に入所されんとする高級練習生諸君、諸君と練習所との關係はしかく世界的であります。しかく超個人的であります。

論 說

保健技師の職務に關する考察 (三)

芥 川 信

(三) 被服、食糧、建築の衛生

被服、食糧、建築の衛生は、保健技師の職務の中で重要な部面を爲してある診療と、相對峙して優るとも劣ることのない程、頗る重大な職務の一である。診療は、消極的衛生的あるのに拘らず、被服、建築の衛生は、積極的衛生である。實に此の三つの衛生は、所謂保健衛生の三大要素を爲すものである。積極的衛生であるこの三つの衛生が、完全に近づく程、消極的衛生である診療は、其範圍を狭少にせらるゝばかりでなく、吾人の健康は、益々増進せらるゝものである。故にこの被服、食糧、建築の衛生は、保健技師の職務の中で、最も重要な職務である。否、最も重要な職務と、爲さねばならないものである。

戦近人類の文化進み、衛生殊に保健衛生のこと、漸く重要視せらるゝ様な、時運に際會してあるの

は、吾人衛生の學徒が愉快を感ずるばかりでなく、實に人類の一大幸福である。然し乍ら、この被服食糧、建築の三つの衛生が、益々重要視せられ、實際化せられるのは、前途尙瞭遠である。といふのは、此等の衛生は其實際に當つて、吾人人類の生活に、殆んど計ることの出来ない程廣く深い影響を持つてゐると、其効果を、目前に示すことが頗る尠少であるからである。故に此等の衛生の任にあるものは、人類生活の森羅萬象に、深甚の注意を拂ふと共に、これ等の衛生の効果を、出來得る限り速かに、現はすの途を講ずることに努めるの外、其の効果は、長い經過に於て出現することを、一般人に理解する様に心掛けねばならない。

殊に、保健技師が、此の被服、食糧、建築の衛生に關する職務を、施行するに當つては、如上の點に、慎重の注意を要するのみならず、實に受刑者の被服、食糧、住居は、自由刑の執行上頗る重要な關係を有するを以て、層一層の考慮と、信念とを要する。如何となれば、受刑者の被服と、食糧と住居とは、現時、吾人の採用して居る自由刑にあつては、その刑を受ける人が剝奪される自由に於て、極めて緊要な位置を占めて居るものであるからである。受刑者に貸與せらるゝ規程の被服、受刑者に支給せらるゝ規程の食糧、受刑者に貸與せらるゝ規程の住居は、彼等に對して、刑の内容の一部を占むものであると、認めらるゝ様である。故に受刑者に對して、規程の赭色又は淺葱色の被服が、貸與されるのである。又受刑者に對して、規程の米麥飯が、支給されるのである。又受刑者に對して、規

程の獨房又は雜居房の拘禁が、行はるのである。而して此の受刑者に對する被服、食糧、住居を、現在より過去へ過去へと、願れば見る程、益々これ等が、自由刑の内容に於て、重大な意義を有してあつたかを、明にすることが出来る。或る時代には、これ等の被服、食糧、住居が、受刑者の健康を障碍することをすら、承認してあつたかの様に觀察されることは、刑罰執行の歴史を一度繙いたならば、明瞭である。否、現在に於ても、一般人は云ふ迄もなく、刑務官に於てすら、幾分この健康障碍を、承認しておるか否、疑はしめることは少くないからである。

さて、最近に於ける自由刑の執行にあつて、受刑者の身體の健康を保全、増進することは、行刑の効果も揚げる爲めに最も必要であることは、疑ひのない所である、故に、受刑者に對しては、必ず其健康を保全、増進するに必要となるところの被服、食糧、住居を與へられなければならない。然し乍ら受刑者の被服、食糧、住居は既に述べた様に、自由刑の執行の沿革から見れば、今なほ、受刑者の健康障碍を招致するの傾向は、因襲的に免るゝことは容易ではない。故に、この受刑者の被服、食糧、住居を其重要な職務としておる保健技師は、これ等に對して、「健康保全に必要なものを要求する」をモットーとして常に邁進すべきである。

(A) 被服の衛生

受刑者に、貸與する被服に就き、我が國に於ては一定であるべき原則を、先づ監獄法（同法第三十二條）で定め、これが種類及び一人に對する員數及服色を、監獄法施行規則（第八九、九〇、九一條）で定め、これが各刑務所に於ける設備程度及び地質並びに制式を監獄局長通牒（明治三十九年九月監甲第六一八號）で定め、これが使用期間を定めて適當な清淨方法を爲すべきことを、監獄法施行規則（第二百二條）で定められてをる。

而して此等の規程より考省するに、受刑者の被服は、普通人に對しては嫌惡感を惹起せしめ、受刑者自體に對しては加辱的を意味し、逃走豫防に適し、紀律的教養的であつて、經濟的監獄管理に便であると見做されて居る様である。

然し乍ら、現時、嫌惡感を惹起し加辱的を意味するの必要があるかどうかは、問題とならねばならない。少くとも近き將來に於ては改良せられねばならない。又逃走豫防、紀律、教養、經濟にこれ等が最善であるかは疑ひの少くない所であらう。然し此處には、これ等に關し以上の外述べるのを避けることとする。又この受刑者の被服に就いて衛生上の注意を考へると、僅かに地方的氣節により綿の量を五種としてあるのみである。これは恐らく、經驗上から定められべき事である様である。然しこれも實際使用上にあつて適當であるや否やは慎重に研究を要する問題であらう。

法律規則によつて、譬へ此等の受刑者の被服に關する規程が定められたとは云へ、其の使用上行刑衛生上の實際に障礙があつたならば充分研究の上意見を提出することは、保健技師の被服衛生上に於

ける一大職務である。就ては第一に受刑者の被服自體の行刑衛生上注意すべき主要なる點を列舉して見やう。

- a 體温の調節は、完全であるかどうか。即ち保温作用は、完全であるか、又通氣度は完全であるかどうか。
 - b 外部からの汚染を防ぎ皮膚の垢を除去するに充分であるかどうか。
 - c 容易に蟲類、刺蝟並に外傷を被ふるを避けるに充分であるかどうか。
 - d 寒風の突然皮膚に來襲するを遮つて感冒を來すを防ぐことが出来るかどうか。
 - e 醜體を陰蔽して人に厭惡の念を起さないことに充分であるかどうか。
 - f 傳染性疾患の發見を容易ならしめるに充分であるかどうか。
 - g 洗滌及び補綴を容易ならしめるに充分であるかどうか。
 - h 逃走を防止するに充分であるかどうか。
 - i 禁示物を包藏するを防止するに充分であるかどうか。
 - j 累進處遇をなすとせば服色は分類法に適當するかどうか。
 - k 作業を活潑に爲すに充分であるかどうか。
- 以上の諸點から演繹して、我が受刑者の被服に就き一二の思ひ付を掲げて見やう。

(一) 袷・股引の保温 受刑者の被服中の袷股引は、冬則嚴寒中にあつて下肢の保温に充分であらうか。勿論單股引よりは適當であることは明であるが、これで充分の作業力を發揮し得るだらうか。彼の凍傷等下肢により多く發生する點より見ても不適當なことは明であらう。

(二) 肌色 赭色は、我が受刑者の被服の一大特徴である。これは一般警戒と、加辱的の意味と、逃走豫め上には多少の効果はあらんも、今日の行刑衛生上適當であらうか。年中一日でもこの同じ色の被服を運れることの出來ない事は、彼受刑者の精神衛生上に、不良の影響を齎らさないだらうか。元來服色は嚴冬の候の服色と炎暑の候の服色とは、普通異なるのは自然の數であるばかりでなく、色素の溫熱吸收の科學的研究よりも、其衛生上必要あることは既に明である。故に少くとも、冬と夏との服色は差異あるものを採用する様改善せられねばならない。又この赭色は、汚染を一見明かにするにも頗る欠點のあることは云ふまでもあるまい。これ等は一寸の思ひ付ではあるが、深く考究すればする程、この様な點に付いて幾多の事項は、主張せらるゝことであらう。故に現在規程の被服に就て其の使用の實際と科學的見地より考究し受刑者の被服に對し一步を進むることは、保健技師の一大任務と切に信する。

第二に受刑者の被服の使用上に於て衛生上注意すべき主要な諸點を觀察して見やう。

受刑者に貸與する被服を行刑衛生上完全に製作しても、これが實際の使用上に於て適當な注意を怠つたならば、千仞の功を一簣に虧くことになる次第である。故に受刑者が其被服を使用中は、保健技

師たるものは、受刑者各自に對し其保健上常に適當な被服を可及的着用せしめる様に、極力努力すべきである。これには保健技師は、(一)受刑者の身体の清潔勵行、(二)受刑者の被服の作業による汚染豫防、(三)受刑者被服の洗濯、消毒及び乾燥の勵行、(四)受刑者被服の設備程度の完成、(五)受刑者中の病者、不具者、老年者、虚弱者の被服に對する考慮等に就て充分注意すべきである。

(一) 身体の清潔勵行

受刑者の身体にして不潔となれば、容易に其の被服を汚染する、被服が汚染するときは、其氣孔を塞ぎ、体温の放散を不良にし、且つ体温の傳導を可良ならしめる爲、屢々保健上有害となる、故に身体の清潔は勵行せられねばならない。

(二) 作業による汚染豫防

作業によつて被服が汚染するときは、(一)の場合と同一の結果となる。故にこれを豫防するには、作業新設の際其の作業の性質に就て充分研究するの外、必要あらば適當な作業衣を貸與し又は適當な除塵装置を設くべきである。

(三) 洗濯消毒及び乾燥の勵行

被服の洗濯、消毒及び乾燥が勵行せられなければ、被服の汚染することは數の免れない所である。被服が汚染すれば、(一)の場合と同一の結果となる。故にこの洗濯、消毒及び乾燥は勵行せられねばならない。然し乍ら刑務所の様な集團生活体にあつては、種々の關係からこれ等の勵行は頗る困難

ある。故にこれには、この洗濯、消毒及び乾燥に關する方法の簡易化が行はれると共に次に述べる被服の設備が完成せられ、相互其運用宜しきを得なければならぬ。彼の往々情願者より聴取することのある「洗濯度數少なし」の如き情苦は、上述の點に欠陥あるものであらう。

(四) 設備程度の完成

受刑者の被服の設備程度は、通牒によつて規程せられること既に既述の通りである然し乍ら此の設備程度で悉く充分であるかどうかは、問題であると信ずる。といふのは、設備程度は氣候的關係及び作業の種類等に密接な關係を持つてすることは、説明の必要はないだらう。然るに現在各刑務所中此等の點に研究して相當考慮を用ひてゐるものは多いだらうか。其他この設備程度は被服の汚染關係、洗濯、消毒乾燥關係、人員關係等より綜合して各所特有の設備を爲さねばならぬ。而してこれは保健技師が用度、戒護等と協調して常に完成に努力せなければならぬ重大事項である、多くの刑務所にありて、被服の引換規則等は完成してあるに不拘實質のこれに相伴はないことの少くないのは以上の諸點に充分でないのではあるまいか。

(五) 病者、不具者、老年者、虚弱者の被服に對する考慮

これ等に對する被服に就ては斟酌することの出来ることは、法規も命ずる所である。而してこれが實際に當り其發動權を有するは専ら保健技師にあるのである。故に必要なときは診斷を明確にし躊躇せずに適法の措置をなさねばならない。

ファルケーンの『現在の労働場は労働教育なりや』を讀みて (三)

正 木 亮

婦人收容者の爲めには裁縫室、刺繍室及編物室並個人の爲めにも制限して洗濯を爲す洗濯場の設備を爲し總ての婦人の家庭の仕事や手工を修得し且完成する機会を充分に與へる。家族に宛てた淫賣婦の手紙の中には労働場の中でミシン縫を教へられて居る、尙立派な洗濯物のしわのしも教へられるだらうそして自分のやつて居る仕事は自由の身になつても最早將來眞面目な生涯に入る仕事をさがす心配はないといふことが書いてあることは一再に止まらないのである。特に婦人の收容者に於ては労働教育は道徳的思索教育よりもたやすい。今日の教會や宗教教育の間に流す悔恨の悲涙も明日は雑居内に於て不信實なる浮薄心や性的情緒を顯はす。吾々の經驗上クリスマスと復活祭との間聖靈降臨祭及世話女房が手助けの婦人と働いて收穫時の講話時間の話には若き少女達の心情に善良にして特に長く

續く印象を與へたのであつた。お祭の裝飾をした場所であつた。「たて琴」や「チタル」の伴奏を以て若き婦人の勸進歌とともに皆で歌ふ之に反して講演はえらい婦人の傳記の説明が樂しき出場を感傷的に繰返す物語るものである。ハーモニカやピアノの説明と同様に純粹な獨逸の言葉を用ゐる。此等の時間は労働場の労働に従ふ生活を照す光りである、且太陽の光線と同じく温かく力強く心に感ずる。特に例令花、畫、果物又は婦人の大變好む胡椒入のお菓子でもよいが施物が少しでもあれば之を分ける。労働場か刑務所の友達かの没収品はかゝる時に經濟上の助けとなる。そんな時に宗派的の説明をしたり宗教上の語勢を用ゐることは避けるがよろしい。キリスト教信者の強制労働に處せられた婦人(一九一二年七月二十三日の普國法律)と懲治に處せられた婦人(獨逸刑法第三六二條)と田舎の貧乏な婦人(扶助籍法に對する一八七一年六月四日の普國執行法)とを合せば數に於て八十人以上收容した。未だ不秩序が生じたことはない。猶太人も快く一緒にした。如斯講話時間を目立たしめる爲めに日曜服を着ることを通知する。労働日の青の洗濯服に對して男女の收容者の爲めに日曜服、祭日服として黒衣を與へることは本労働場の特徴である。此の特徴は誠に教育上有效である。何となれば善い着物を着ることは洗濯の取換と土曜日の晩の沐浴と關聯して労働日の尊い慰安となり且日曜日に祭日を引立たすからである。次に若しも日曜日の朝の献立が値段の全く同じ毎朝のおつゆの代りに朝食にコーヒを添へるならば日曜日が有効に過され男も女も労働場内に於ける教會の禮を忘らな

い。蓋し此の禮拜は一九一九年の獨逸國憲法第一三六條及一四一條によれば收容者に強制する事は出來ないのである。次に聖靈降臨祭に小會堂を青葉（白樺）の飾でかゞやかしくクリスマスには諸々の色で色どり燃ゆる蠟燭で飾つた樅の木でさらびやかにすれば教誨師は何時もひねくれて見える收容者の心にさへ接することが出来る。殊に十二月二十四日のクリスマスの前夜に收容者が禮拜を済まして各部隊毎に自分の飾つた飾木の周圍に集り自分の前に磨き立てたテーブルの上の簡単な錫の皿の中に入造バタと林檎か何かの添へてあるシレンヤ式の御馳走を受けるとき多くの者は讃仰の涙を流すのである。教誨師と勞役場の他の高級役員と共に一の部隊より他の部隊に行く場長の簡単な挨拶の後に美しき獨逸のクリスマス歌の讃美歌の一つを合唱する。夫れから晚餐がくばられるのであるが此の晚餐は此の日に彼の有名な刑務所製の鯉の燻製、馬鈴薯及細切のキャベツで調理してある。此時に彼等の幼かりし日の思出は自由を奪はれた人々に再び善良なる時期を得ようとする希望を興へるのである。第一日より一定の目的ある此の希望こそ勞役場内では常に起されなければならない。此の希望が老も若きも、上級者も下級者も辛勞多き勞働時間を和けるのである。

此處では勞役場にて收容者への食物の送付は受取らぬことを注意すべきである。此れを許すことは淫賣婦はその情夫より又娼家の主人は所謂彼等の内縁の妻より充分なる仕送りを受け貧し乞丐は何も受けないことになる。故に給養は全然同じである。但勞役場内で得た勞働賃金——純粹な勞働利益

金の六分の一迄——は副食物例へばヘット、鴈詰、チーズ、餅、パン、果物及かぎ煙草の如きもの購入に用ゐることが出来る。只今言つた制度は勞働の結果の利益を向上するには特に適當である。勞役場に於ける一般給養は充分だとしなければならぬ。何となれば吾々が一九二一年の特別情況や饑饉の様を斟酌し收容者の收容時に於ける體重を出場日の體重に比較して見れば自ら明かである。此の體重の測定は收容の翌日と勞役場釋放の前日の醫師の診察のときにする。一九二一年には男女合せて百二十七人の收容者に就て之を爲した。

八〇人	體量増加合計	三四五基瓦
三〇人	減	九六基瓦
一七人	増減ナシ	

一週間の献立表は殆ど次の如し

朝	粉製汁	一	リットル
	脂肪として人造バタ	七	瓦
晝	ゴツタ煮（所謂釜煮）	一	リットル
	脂肪として獸脂又は豚脂	二	〇瓦

（此れは豌豆、扁豆、いんげん、米と馬鈴薯、麥粒と乾果、細切キャベツと豌豆、上等燕膏）

ウキルジングコイル、ロートコイル及馬鈴薯と胡蘿蔔を季節によつて代へる)

午後

コーヒー
あぶり裸麥

四分ノ三リットル

一〇瓦

(又は代用物五瓦とミルク十分の一リットル又は砂糖一〇瓦)

米又は燕麥屑又は馬鈴薯汁

一リットル四分ノ一

晩

脂肪

七瓦

青菜

七瓦

(若しあれば乳汁をもつける)

此の他に一日のパンは四〇〇瓦である。

日曜日

晝食ニ牛肉又は豚肉(骨なし正味)

一〇〇瓦

(煮れば大低六〇瓦宛)

其他毎週一度鯉をつける、農事に従事して居る部隊の收容者は毎日五〇〇瓦のパンと毎週パンにつけるものとして脂肪分二五〇瓦を受け二度目の朝食には夕方の祈禱前の茶と同じ様に四分の三リットルのコーヒーを受ける。

如斯方法に基いて勞役場内では收容者にとつて聯邦警察官廳より命じた豫後拘禁の期間——六月以上二年迄——は速に經過するのであるが、夫れも彼等が勞働に馴染むことの弛みがないか、又は勞働を拒まない場合に限るのである。勞働を拒む場合は一再に止まらないのであつて、之は人間性、精神論によつて説明されるのである。極些細な刺戟例へば收容者仲間との口論、官吏の叱責、勞働用具の不足ある時の如きは既にその日の仕事を反抗心を以てなして居る收容者に對しては仕事を停止さするか、又は彼は最早仕事を望まないから寧ろ仕事を續けるよりも禁足を欲して居ることを監督官吏に説明すればよい、それで彼は平靜になるのである。屢々慣習の様用ゐる此の言葉が止んだときに始めて忠告なり反省時間を利用するのみならず直ちに獨居房に獨居拘束するのである、然らば如斯行爲が雜居拘束を受けて居る他の收容者に感染しないで済む。勞働拒絶が身體又は精神上の疾病殊に神經衰弱によるものなりや否やに就ては吾々の勞役場規則に定むる如く速に書面審理をなし場醫の診察をなし次で役員會議で懲罰を決する。此の會議には場の教誨師と其の他の高級役員が參加する、禁足の決議ありたるときは多くの場合縣知事 (Regierungspräsident) に一月乃至三月の豫後拘禁の延長の申告を爲すに決する。但末だ豫後拘禁の最長期二年に達しない場合に限るのである、一九二一年の豫算年度中外役から逃走した七人の收容者——此れは七人とも直ちに逮捕せられ勞役場に連れ戻された——には右申した懲罰手續が實行された。最後に收容者が場長の前に立ち其の釋放地を指定せらるべき出

場前六週間の大切な日が来れば男子は此の日から望みによつて鬚をはやしたり髪を延したりする事が出来る。古い規則には即ち男の收容者には常に頭髪を蓄へしむべく且鬚髯の剃剪は少くも一週間に一回之を爲す事を定めて居る。女の收容者は頭髪を傷けない様に中央から分け簡単に編むで置く。此の健康上の理由に基いた規定は従来維持せられて居つた。而して屢々野原や藁小屋の中にさまよふ浮浪者のもつれて居るあご髭や頭の不潔の有様を熟知する者は此の規定の目的は何處にあるかを思ひ誤らないのである。その他雜居拘束中は殊に衛生に注意しなければならぬ。而して保健の習慣は人類の向上發展に欠くべからざるものである。

收容者が既婚者であるか又は未だ親がかりであるときは手紙の交渉は確かに家庭に歸れるまで之を爲し夫れによつて釋放地が定まるのである。其の他自分の家庭に引受人が居らぬとか法定籍を享有する場所のない者が多数にある。此等の人達が收容者として働き憶えた美質の一に就ても勞役場釋放後労働者とし引受くるといふ承諾の約束手形を受けないか又は以前の授職者、鑛務所等が承諾の手紙を寄越さなかつ時は收容者を託してもよいと思はれる諸方の職業案内所に問合せを始める。其普通用ゐる「私が自由になると同時に勞働に就きたい」といふ口上は茲では參酌されない。就職の保證は勞役場の一の職務 (eine dienstliche Pflicht) である此の機會に勞役場を出ると第一に勞働殖民地に行き其處から後日彼等の爲めに特に適當なる地位を得ようとする希望を持つた收容者の爲めに待ち受け

て居た引受状を賜つたシレンシャ殖民地のウンシャ (Wunscha) とキーヘンホーフ (Hohenhof) とに感謝して居る。尙農業に従事せんと欲した收容者に就職を周旋することの出来たブレスラウ (Breslau) の職業案内所に感謝の意を表す。勞働殖民地の長並に職業案内所の長には旅行の運賃と食料に使用しない收容者残りの金を送付する。かくすることは一面には出場者が速にその指定場所に出頭することとを強要せられ他面周旋所の長はその金によつて遠方のわからぬ經驗なき人を補助する立場になるのである。何となれば自由になつた第一日目は屢々釋放せられた受刑者 (Strafgefangene) にとつて明に心配多き試験目であり且多くの人は過度飲酒の享樂によつて彼等の決心を磨らせ再び刑事判事の手にかかるに至つたのである。女收容者の收容は屢々シレンシャ刑務協會 (schlesische Gefängnisgesellschaft) の女保護司が有難い補助をして來れる、それ故此女保護司によつて多数女出場者に相當な生計を與へる事が出来る。多くの若き少女は善き牧師の僧院、賣春婦矯正養育院 (Mädchenanstalt) 及此れに類する設備に入らしめ其處で善き職口に就き又はその親族の希望に應ぜしめるのである。かゝるときは勞役場は僧院及養育院に對し既に十五年來勞役場の少女の引取により生ずる費用補償の補助資金より相當なる寄附——大抵三十マルク——を送る。親族、授職者又は保護司による勞役場から女の收容者を引取することは即ち經驗上強制處置である、何となれば誘惑者は勞役場の門の前に既に釋放者を待ち受けることが少くないのである。男でも女でも事後拘禁を終つて生計が立てられぬときはシレンシャに於て

は州知事 (Landeshauptmann) に隸屬する州労働局 (Landesarbeitsamt) が周旋の勞を取らねばならぬ。然し男でも女でも労働と地位に就く爲めに相當な衣服や洗濯物並指定地に行く旅費及食料費が入用である。此入費の補ひには事後拘禁中に得た労働賃金を充てるのである。故に收容者に對しては釋放後の富座の處置の爲めに出来るだけ多額の金を残す爲めに衣類や洗濯物は成るべく死者の遺物を用ひ、勞役場よりは極めて僅かな金が交付せられる。自分の普通服と靴類の修繕は勞役場の工場で爲し、シャツや其他の衣類は大概勞役場に渡して根本的に消毒せられ、洗濯せられる。労働賃金が總て此等の費用を補償するに足りないならば補助資金で助ける。

釋放の前日は今一度醫師の診断が行はれ場教誨師との相談や場衣の亦付が行はれる。勞役場は場衣を清潔にして交付する事に特に注意を拂ふ。洗濯と補綴の爲めに收容者は出場前の二三週間を貰ひ受け其の他必要があれば貯藏品の中から適當な衣類を貰ふ而して之は男女に對して自分の着物は自分で補綴し自分で奇麗にするといふことは全く教育労働である。同時勞役場は夫れによつて彼等の衣類を非常に鄭重にする實を擧げるのである。シャツは蒸氣洗濯所で洗濯し工場で大修繕がせられる。同様に衣類が未だ補綴してないときは適時に衣服部屋のものど交換せられる。然しその交換品は特に洗濯されねばならぬ。釋放の日に——親族は大概前晚その家族の者を引取る——出場者は朝食をなし且その日のパンを受取つた後釋放證書、有效な廢兵救恤券、廢止證券の引換券及協定濟の食料供約に關す

る。證明書並に受取書引換の食料費が減され且一番列車に乗る爲めに官吏に停車場に同行せられ其の停車場にて前日買求めたる乗車券を交付せられる。それによつて市中を長く徘徊することが豫防せられるのである。

總ての文書事務や周旋事務がその目的を達し且收容者が眞面目な道徳的生活状態に立歸つたかどうか又懲治的事後拘禁の目的が労働的正實なる生涯に至る教育が達せられて居たかどうかは次の週の保護司の報告により分かる。而して更に三ヶ月後に前の收容者が猶其の労働に従事して居るや否やに就て懇切なる問合を出す。シユワイドニツツ勞役場の年度報告によれば本勞役場の現在の收容は非常に少く一九二一年四月一日より一九二二年三月三十一日迄に出場した者は全体で一三一人であつた。其中場内に於ける死亡者は四人瘋癲院に移した者一人聯邦救貧院に收容した者の二人裁判所付刑務所 (Gerichtsgewangnis) にて自由刑に服するに至つたもの一三人獨逸國より追放されたもの九人労働及營業能力なきものとして保護の義務ある救貧組合に委ねたもの六人合計三五五人である。夫れ故尙九六人は勞役場より直接自由になつたものである。その中六一人は正に彼等の指定地に行つて居る而して四人は労働に就いて居る。此の人数の中二九人は三ヶ月經過後も尙同じ労働を働いて居つた。

教育作用の此の結果は問題となる人達の感化し難き性質を顧みて評價することは價値の少いものである。釋放者の四四パーセントは常に労働に就くことによつて組織的生活を營む意思を表はし三〇パ

セントは改善所の決定的効果を示すものである。斯く簡單な勞役場の實際經營に就ての實例は今日の勞役場を勞働教育場として見る事が正しきや否やの問題に答へ得るだらう。多くの刑罰執行官に對しては此の論文は何も新しいことではあるまい。然し本論は恐らく今日の勞役場の價値に關し立法者の見解を變更するには適當である。(完)

少年受刑者に母性愛を與へよ

◇ 女教誨師の採用 ◇

江村 繁太郎

一、論 旨

ここで少年受刑者とは男性者をいふ。男性の少年受刑者に對しその教化訓練の手段として愛を與へたい、それには少年刑務所に女性の教誨師を採用し、而してかゝる母性愛の力に觸れしめて温い領解の下に、少年を覺醒せしめ社會との融合点を作り以て社會生活に入れしめたいと云ふのが本論の主

二、母 性 愛

ひとしく愛と云ふも、宗教上の愛があり、異性間の愛があり、親子の愛があり、物に對しても愛を認むることが出来る。又見方により可愛がる即ち能働の方面があり、可愛がらるゝ即ち受働の方面がある。然も眞の愛といふべきは母性がその子に與ふる意味に於ける愛にして、慈にして且つ勇なるものである。受刑者の側から云へば、受働的の愛にして母の愛のめぐみを受けしむるにある。愛の根本は多く之を性的に求めてゐる。

母性愛は慈にして且つ勇なるものであると云つた。その慈にして勇なるとは、外界順應の能力作用をいふ、その能力には慈といふ特有性がある。幼年者はいふ迄もなく外界順應の働きが完全せぬ、故に母性たる者が本人の主我となり又は客我となつて、個性に應じ自己保存に適當なる助力をなすをいふのである。そうした助力は恰も自己自身の生命を完ふせむとする如く、子供を自分とする点に於て勇なるものである。かくして母性の子に與ふる愛感……愛感より生ずるアトモスフィアは如何なる

氣分を生じて行くか、文字では書き難き点があるが、然れども受働愛の地位になつて考ふると。
 (一) 柔な溫暖の氣に充ちてゐる……(二) 満足の情調が生ずる……(三) 自己に反撥するものでない……(四) 接觸してみたい……(五) 自分を理解してくれる、自分を知つてゐる……(六) 言葉のすべてが温味に包まれてある……(七) 同情をして呉れる……(八) 自分のいふことを能く聞いてくれる……(九) 安神して居らるる……

(十) 時には無理をいふてみたい。……等の平和な快感を興ふること、信ずる。かゝる愛感に相互領解の基調をなし、非常なる力の感を生ぜしむるのである。さうした母性による指導力は絶大なる感動を興ふるものであると私は確信する。小學校六年の兄が四年の弟に算術を教へてやる様な、領解のない指導は何等の價値を有するものでないと思ふ。

かのごくの管理に異性を禁ずる觀念は、歴史により之を考ふるに主として對等關係に於ける問題と刑罰の應報觀念とを混用し、それを治者被治者即ち議員對收容者の關係に推及して之を嚴禁したものに様に解せらるゝ点がある。今日私の抱いてゐる行刑觀念は上述の意味に於て、不都合とか又は極端であるとか云ふ考へは毫も起らぬ。收容者が男性であつても女教誨師をあつるに付ては、電車の車掌に女性をあつるより尙平氣であるのみならず、時に又合理的であるとさへ思ふのである。

三、少年受刑者の成育關係

大正九年——十一年の三ヶ年間某刑務所へ收容したる、少年者三百二十四人に付生育關係を調査してみると如何に母性愛が缺けてゐることを容易に發見する。先づその三百二十四人中收容時に於て父母の存否を調査してみると次の數字を得た。未就業時たる三歳——七歳の間に於て、父又は母と離れたる者が九十一人、即ち百分の二十八を占むる。義務教育時より十四歳の間に於て同上の者八十三人、即ち百分の二十五を占むる。義務教育經過後十八歳の間に於て同上の者十七人、即ち百分の五人と

の占む、父母共存の者百三十三人、即ち百分の四十一、故に父母共存せざる者百名の中六十九人を占めてゐる。父又は母のめぐみの足らざりしことが明かである。就中三歳七歳にて父又は母を失ふ者に至つて同情に堪へざるものがある。又養育關係を見るに、父母に養育せられたる者百三十三人、その一方又は他の者に養育せられたる者百九十一人、即ち前者は百分の四十後者は百分の六十である。

更にそれ等の者の家庭の躰方を調べてみると、左表の如き數字を示してゐる。

過 愛：五人。寛なるもの……：二十六人。嚴なるもの……：一六人。普通……：九七人。偏頗……：三二人。放任……：一〇一人。虐待過酷……：二二人。教養を不顧……：三六人。

これによると普通狀態に於ける者は、百分の三十にして残る百分の七十は家庭の躰方不良の者である。又收容時の教育程度より之をみるに、(收容時十四歳以上)不就學三三人。尋常一年の者二七人。二年四一人。三年四一人。四年三六人。五年三六人。六年六四人。高等小學四一人。中學半途五人。總計三二四人中二七八人は義務教育未終了の者である、即ち百分八十六は義務教育をすむてゐないのである。かゝる成育關係は母性愛の伴はざるため、時に或は獸的自己保存の觀念が著しく發達し、他の利害を顧みるの餘地がない。母性愛の題下には説明したる愛感を受けてゐないから、未だその温い情味の何たるか解してゐない。彼等の情調より云へば、周囲の事情を敵視する傾きがある。即ち柔軟な温暖の氣分がない、始終險しい情緒の閃めきが現れるのである。相互理解のもとに接觸しやうとし

ない、こういう感情を中和して理解を與へてやるには、男性では能率が低いのみならず、かゝる天分を男性は與へられてゐない、「母」の仕事に待つのである。

四、少年受刑者の道徳意識

道徳觀念は機械的な信條の教授によつて養はるゝものでなく、寧ろ感情の訓練によつて助成せらるゝものである。換言すれば情操より生まるゝものである。所謂感情の訓練は、何によつてなされるかと言へば元より凡ての環境がその本をなすのであるが、之を抽象して見ると矢張り「愛」より生ずると思ふ。愛の潤ひによつて心の土に純な清い情操を培ひ育てるのである。愛の強さは母性愛に過ぐるものはない。即ち道徳觀念の基調は母性愛による訓練に置かれなければならぬものであると信ずる。そうした母性愛の恩澤の少き彼等少年は此の點に付どういふ考へを有してゐるか、前に示した刑務所の大正九年——十一年の三ヶ年の其年の一月現在四百五十四人に「道徳觀念の調査をした表をみると左の如き數字を示してゐる。方法は「人として最大徳義は何か」との問題を提出して、各自自由に答案せしめたものがある。

忠孝……百八十三人。孝……四十六人。同情……十九人。忍耐……二人。犯罪せぬ……七人。誠……四十二人。正直……四十三人。仕事に勉む……二十六人。禮儀を守る……六人。人に迷惑かけぬ……五人。日々の心得を守る……三人。表裏なきこと……二人。信仰……四人。國法を守る……九人。義務をつくす……一人。公益をはかる……十四人。金儲……三人。國を富ます……九人。

規律を守る……二人。善行……十二人。獨立自尊……五人。其他……十一人。計四百五十四人

右表の如く最高の人員を占むるものは「忠孝」の百八十三人にして、百今の四十人の多數であらう。全部を通覽しても全然道徳意識の缺けてゐると思ふものは一人もない、かうした道徳觀念は實際に於てどれだけの價值があるか、聊か之を論評してみたい。

道徳價值は實行に伴ふて生ずるものである。犯罪行為に主觀方面と客觀方面の二つがあるが如く、道徳行為にも主觀的方面と客觀的方面の二つがある。此の兩方面の完成されたものにあらざれば、未だ道徳價值を生ぜない。然るに前示の道徳觀念の表現は單に主觀的方面に過ぎない。固より之が實現せらるゝとき價值を生ずるのは勿論である。しかし主觀道徳としての價值は之を認めざるを得ない。かうした主觀道徳はどれだけ客觀價值の可能性を存するかといふに、私は大に疑問を有するものである。如何にも、忠孝といひ同情といひ何々……と彼等の主觀に於ては犯罪現象を全然認むることが出來ぬ。然るに實際に於ては少年受刑者は再犯に陥る者が頗る多い。私は彼等の主觀道徳に對し殆ど價值を認めざる者である、故にかゝる統計を以ては改善資料とするに、餘り單純であると思ふてゐる。

叙上の意識は決して強い力を有するものでない、即ち高等なる情操から生れ出たものでなく、機械的な信條の記憶に過ぎない、死んだ道徳意識であると觀察する、別の方面から云へば機械的に與へられた道徳意識である。或は反對論者があるかも知れぬ、私の觀察に付御氣付の諸氏は遠慮なく御指導を

願ひたい。なぜこうした観察をなすかと云ふに、全刑務所全年間の收容人員三百二十四人中個性對犯罪の關係を調査してみると、偶發性の者十八人、初期性のもの十八人、常習性の者二百八十八人、即ち百人中九十四人までは既に不良性を帯びてゐる。右表はこれ等の人の道德意識の表現であるから、少年受刑者は累犯者の卵であるといはるゝが、實際肯定せざるを得ない。故に私は單なる記憶に過ぎないといつたのも強ち過言であるまいと思ふ。之を一面より考へると假令記憶にせよ、かゝる立派なる道德意識があるから、それを助成し價値あるものに育て、やるのは最も必要なことは勿論である。その助成する、育てる、力は何によるかと云へば母性愛を以て、感情方面を訓練するにある。

五、女教誨師

少年受刑者には母性の愛が缺けてゐる。それを補ふ爲に又は積極的に彼等の道德的感情を訓練助成する爲に、女性の教誨師を採用せんとするのである。然らば單に女性であればよいかと云ふに、さうは行かぬ。少年受刑者の訓練に適當した女性を選擇するの要あるは言ふを俟たぬ例へば伊太利の感化船チビター未亡人の如きは、その典型であると思ふ。(大正十三年六月號輔成會會報參照)氣付いた点を左に列舉してみよう。

- (一) 年齢は三十五歳以上にして體格十二百五十斤以上たること
- (二) 育兒の體験を有し教育學的の素養あること但有夫たると哀戀するを問はず。

(三) 宗教的の信仰者にして突飛でなく極端でなきこと、

(四) 沈着にして動作に優雅なる點あり辭令は高尚にして莊重であること。

(五) 温暖なる感じを興ふるも少年をして押れしむるやうな事はないこと。

その他細かい點に付考へると、多く列舉せらるゝてあらう。要するに人格の内容が高尙優美で、外觀も亦どことなく整頓し他に不快を感じせしめず、一見して母性愛の持主たることを承認せしむるような品格態度を必要とする。

六、結

人の行動は凡て情操に基いて發するものである、との見解を私は持つてゐる。道德行爲にせよ又は非道德の行爲でも、若しくは細事に屬する行爲でも凡て情操によつて動くものであると信じてゐる。その人の哲學は胃の腑から出るとは此の意味を語るものであらう。元來吾人の意識は轉々として一にとどまるものではないものである。即ち甲より乙へ又は丙へ……と時々刻々遠かつた現れをなして進むて行く。然るに情操氣分といつたものは、意識の流るゝが如く變つて行くものでなく、常住性がある。その常住する氣分は他の凡ての精神活動を包んでゐる人が決意により行動に移る時は常にこの氣分に拘れて決して自由を許されない。換言すれば、常住性の氣分を排除して自由に精神活動は行はるゝものでない。必ず其の行動には感情氣分といつたものが配合せらるゝのである。一方よりいへば非常に價

値あることであるが、又一面悪い結果を産むことになる。即ち善良なる氣分を透ふして現れた行爲は概ね價值ある行爲となり、不良なる氣分を透して現れた行爲は罪惡に陥ることが多い。これは諸氏の日々經驗せらるゝ誤りのない事實であると思ふ。

少年受刑者。十幾年かの今日まで外界の混濁した諸種の事情に障礙されて來たもの。そして其の間に養れた感情氣分——常住性の決して善良であらう筈がない。その良くない感情氣分を透ふして現れた行爲の善良ならむことを望むも、得て期すべきでないことは理の當然にして、そこに不思議はないこの不良を打破してやらねば規範行爲はとも望み得べき譯でない。常住性の不良な混亂した情操を柔げ温いアトモスフキヤの裏に眞の人の性を芽ぐませるのは叙上の母性愛である如何なる人でも惡を惡とし善を善とする良心はある。その惡に現れるか善に現れるかは感情氣分の働である。その感情を訓練するには母性の愛を以て最も適當なるものと信ずる。僅に機械的な記憶に留まつた道德觀念を深い眠りから醒して實行に移らしめんとする尊い黎明は、機械的の教授でも又は權威でも暴力でもない。慈と勇を有する母性の力である。先天性の者もあらうが境遇に虐げられて、不良の徒となつた少年が、母性愛の力に觸れて眞に覺醒し社會的の公民生活に入る。こんな美しい事があふだらうか。是に至つて行刑は一箇の愛であり詩である。而してこれ正に人間本然の愛の要求にして敢て事をかまへ論ずるまでもないことなのである。(終)

作業技師論

前田 靜 雄

緒言。作業技師の職務……作業の管理經營、行刑作業の中央管理、作業の整理配分、製品の規格統一注文、製作數量の配分、材料の購入配分、作業の改廢査定、刑務所現場作業の管理經營、作業の企劃研究、作業の指導監督、結論

一、緒言

余は前回に行刑作業の本質並に其の方針に就て述べ其結論として、行刑作業をして時勢に適應せしめんが爲め、且つは一般工業の進歩發展に遅れざらしめんが爲めに、之が官司經營論、即ち茲に再述すれば——官司業を主要作業とし、之に配するに委託業を以てし、受負業は臨機作業として採るに止め熟れも技術的組織的工業を施行し、職業訓練の實を擧ぐると共に、科學的經營法を採ることを要す——と主張したのである。殊に行刑が改過遷善、正業への復歸生活の確保に就て論ぜらるゝ今日且つ又刑務所實務に於て晝間の戒護中心が作業區域に集中せらるゝことよりしても、或は受刑者の日常生活の大部分が作業場に於て營まるゝことより觀るも、如何に作業が行刑の主要部分を占むるかを窺ひ知ることを得るのである。

余が刑務所に於て施行せらるゝ作業に冠するに「行刑」の二字を以てし、刑務所作業或は刑務作業と呼ぶるゝ常套語を排した所以は茲にあるのである。

期くの如く作業は重大なる任務を有するものであり、且つ日進月歩恆に改善進歩を要するものであるに係らず、刑務所に於ける作業施行機關は如何にも貧弱なるものである。昔は行刑作業と謂へば、大部分は受負業であつて、其少部分が經理作業に屬する官司、委託業であつたのであるから、作業經營は殆んど考慮するの要なく、單に刑務官の監督の下に、所謂授業手を配すればそれで充分であつた。然るに、時勢の進展、一般工業の驚くべき發達並に行刑方針の改革は、往時の墮勢的施設を許さなくなつたのである。而して遂に作業經營上にも一大改革の行はる可き時期に逢着したのである。

斯くして大正十一年に於て従来の授業手は作業指導者としての地位を向上せしむると共に人格、技術の向上を期し、作業技手と改められたのである。然るに、今や我行刑作業は廣く官用主義を採り諸官廳公共團體の需要に應ぜんことを企て官司作業の擴張となり、従つて姑息的設備は工業的と變り、個人的製作は分業的方法に遷り、大量生産を要求せられ、個性利用、能率増進並に科學的の經營を論ぜらるゝに至つたのである。

茲に於てか、是等の重大なる任務は現在の作業施行機關の能く果し得る所なるやに察到すれば慄然たらざるを得ないのである。而して茲に至つて優秀なる技術者、博識なる専門家深慮なる經營者を要することゝなつたのは火を賭るよりも明かなる事實である。

斯くして作業施行機關として技手を統括し監督、指導、並に企劃、經營を司掌する作業技師を設置することが必要となつたのである。

現在に於ける刑務所收容費中就業費なるものは約百五十萬圓の多額を算して居るのである。而して一ヶ年の歳入調定額は約四百萬圓（受負業に於けるものは控除して）に達して居る。即ち四百萬圓の生産を爲す工場を有する民業ならば大會社であることは争はれない事實である。而して、此の程度の大會社には少くとも技師の地位にあるものは二三十人を降らないのである。即ち生産機關、及び之を正軌の道に輔導する研究機關、並に監督機關が完備して居るのである。翻つて、四百萬圓を擁する施行機關を顧れば、一の技師の職制すらになく、研究機關監督機關の如きに至つては、之が必要缺くべからざるものなるに係らず、問題とせられて居なかつたのである。

斯く述べ來らば、如何に技師設置の緊要なるかを知ることが出来るのである。而して當局に於ても之が相當考慮せらるゝに至つたことを信するのである。

然らば、之を設置するに際しては、如何なる職務を帯びしむべきやに就て次に論ぜんとする所であ

一、作業技師の職務

作業技師の職務を分ちて左の三つとするのが適當と思ふ。

イ、作業の管理、經營

ロ、作業の企劃、研究

ハ、作業の指導、監督

今次に各項に就て概括的に論じて見やう。

イ、作業の管理、經營

作業の管理經營は、性質上之を二つに分けて考察するを適當と考ふるのである。即ち一は刑務所現場に於ける實務と他は廣き意味に於けるもので、全刑務所を總括して行刑作業の中央管理經營の事務との二つとするのである。

A 行刑作業の中央管理に就て

從來は、各刑務所互に獨立して作業の計劃を樹て、業種の撰定、其方針、販路並に施業方法等、熟れも他と没交渉に、所謂群雄割據的に、作業が經營せられて居るのである。

斯くの如きは、之を各刑務所に就て觀察すれば、作業の種類のみ多きに過ぎ、生産數量は勢ひ少く生産費用は之が大量生産のものに比し單價に對し遙に多額を要することとなる。而して各刑務所毎に製品の相違、生産關係——原價、賣價、利益等熟れも區々となるのである。然らば、茲に一つの大滑

費團體があるとして、之が一刑務所にて引受くることを得ざる程度の注文を爲したりとし、甲刑務所へ一部、乙刑務所へ一部、丙刑務所へ一部を依頼せりとすれば、是等甲乙丙刑務所の間は何等の交渉なく賣價も異り、出來榮も一定せざりしとせば、如何なる結果を見るであらうか。殊に官用主義を採り各官廳より大量の製作を依頼せらるゝ時は誠は面白からぬ結果に終ることとなるであらう。

斯は要するに統一のなさと各所いづれも多種多様の仕事を爲し少規模にして、互に連絡の取り難さに起因するものである。茲に於てか中央管理の要を生じ、作業の動員が必要となるのである。

一例を印刷工に就て舉ぐるに、大部分は自家用印刷の爲め少規模ながら印刷工を經營して居るのであるが、之を全部統一的に、印刷物に對する原價を各所共に同じ條件に決定することは不可能である。依つて、茲に印刷工の整理、動員が必要となるであらう。故に最も有利に經營し得る箇所に集中し、手廻作業の如きは之を動力使用に改造し、大工場經營式に移すに及んで、各種の規格を制定し得て、之を統一することを得るのである斯くする時は、始めて大量注文にも何等の支障なく應じ得らるゝのである。

斯くの如く、總ての業種に就て動員を爲し諸條件——例へば電力の低廉、運搬の便、市場との關係委託官廳との關係等換言すれば、材料の購入、製品の販路に關する條件——を考慮に入れ各刑務所に適應する作業を撰定し、主要作業とし、之に全力を盡し、規模を擴張し大量生産を爲し得る様に整理

し按配するのである。主要作業の、全作業の、製造業務の、大量生産の、協同して行くの要

新様にする時は、自然仕事の配分の如きは、中央管理機關に委ね、各刑務所互に協調して行くの要を生ずるのである。従つて製品に就ては、規格を統一し、製品の型録を制定し、利益率、賣價の市價に對する比率を定める等のことが必要となるのである。茲に至り、中央管理機關に之等の事務を處理する技術者を要することとなるのである。

今中央管理機關の取扱ふ可き職務に就て考察すれば、左の如くなる。

- 一、作業の整理配分
- 二、製品の規格統一
- 三、注成品製作數量の配分
- 四、材料の取極め購入並に配分
- 五、作業の改廢査定
- 六、作業の企劃、研究
- 七、作業の指配、監督

一、作業の整理配分

作業の整理、配分は既に述べた通りである。之は一時的、或は臨時の執務事項である。例へば小菅巢鴨、名古屋、岡山、廣島、福岡、札幌は木工を主とし、擴張し、他の刑務所に於ては、木工は經理作業程度に止め、木工機械は動員し前記刑務所へ移すことにする、又印刷工としては、小菅、豊多摩宮城、岐阜、静岡、神戸、高知、山口、長崎を充て假治工は巢鴨、名古屋、大阪、福岡、曰く何工は何處と云ふ様に、作業の配分を各地方の状況、振合其他を考慮して決定するのである。尤も前に掲げ

た刑務所名は假定であることを断つて置く。

二、製品の規格統一

各業種の製品は時勢の推移に順應し嗜好、流行に適應せしめなければならぬのである。故に時々刻々新型を採用し、型録を發行し、規格を統一し、一は注文者の便宜に備へ、他は各刑務所の改善に資し、作業の施行を順滑ならしむるものである。此点に就ては尙議論すべき餘地が多いのであるが、熟れ又發表する機があらうと思ふ。

三、注成品製作數量の配分

注成品製作數量の配分に就ては、官用主義が實行せらるゝ時は重大なる事項で、各刑務所が協調を保つ爲には中央管理機關に於て處理せらるゝことを要するのである。

四、材料の購入配分

材料の購入配分も亦然り、之に依つて大量購入の利、購入時機の利、購入場所の利を獲得し得るのである。

五、作業の改廢、査定

作業の改廢査定は(一)項に重大なる關係を有するのであるから、中央管理機關に於て取扱ふべきものである。

六、作業の企劃、研究

七、作業の指導、監督

五(六、七)項に就ては、中央管理機關に屬するものと然らざるものと二つに分れるから(ロ、ハ)の項に於て述べることにする。

B 各刑務所に於ける作業の管理、經營に就て

これは作業現場に勤務すべき作業技師の職務である。従來は作業主任がその衝に當つて居るのであるが、往々作業に何等の經驗、了解のなき刑務官が充てられることがある。左様なことでは、連も一般工業と伍して行くことは不可能であるから、今後は此点は改めらるゝ必要があると思ふ。

三即ち作業主任は作業技師を以て充て、作業技師を缺く所は看守長を以て主任たらしむることに改め技術者をして驥足を伸さしめるがよいと思ふ。

従來看守長を以て之に充てたのは、之に代るべき適當なる職制がなかつた爲であつて、作業主任は看守長であるべき必要はないのである。何となれば、一方に於て戒護主任があつて收容者の戒護檢束を司掌する以上、作業主任迄も刑務官たるの要はないのである、否寧ろ現在に於ては之が爲に往々兩主任間に協調の取り得ざることが起るのを經驗するのであるから、此点よりするも技術者を以てする必要があるのである。

若し作業主任を従來の如く刑務官を以てし、作業技師を之に配し兩立せしむる時は、之が事務分掌は困難となり、必ずや兩者の職務は不可分のものとなるのであるから、作業の經營は甚しく順滑を缺き技術者をして充分に活動せしむること得ざらしめ、遂に有名無能の職制と化することゝなるのである。

斯くの如く、作業技師は重要な職務を與へらるゝものであるから、従來の如き實地經驗のみで進んだもの丈では不充分である。故に作業技師の任用標準は高等教育を受けた者か、或は技術經驗本位のものでも、少くとも前者と同資格たることを認められたものに限らなければならぬと思ふ。

従來の作業技手に往々權威がなく、昔の授業手と何等異なる所がなく、唯名稱のみの向上を思はしむる者が見受けらるゝのは要するに資格審査の當を得なかつた欠陥ではなからうか。此点に就ては慎重なる研究が必要であると思ふ。

各刑務所に於ける現場作業の管理經營に就ては、中央管理機關の方針に従ひ各刑務所互に協調、扶助して違算なき様仕事を進めて行くことが必要である。

ロ、作業の企劃、研究

抑一般工業の發達は時時として停止する所を知らないものであるから、行刑作業に於ても一日として研究を怠り之を忽にしてはならないのである、即各方面の長所を探り短所を補ひ、改善を加へ又時勢

に適應する作業を研究し、之を企劃して行かなければならないのである。然らざれば常に一般工業と相距ること遠く、社會に容れられざるものとなり、受刑者の職業訓練として無價値のものとなつて化すであらう。

此方面に就て常に研究して行く機關が必要なことは論を俟たざる所である。而して之を各刑務所に置くことは經費の上に於て許さざる所であると同時に、統一の取も難きものであるから、同機關は中央管理機關に附屬せしめ、各刑務所現場作業より獨立せしめ研究所を置き作業技師をして専任せしむることが必要である。

以上述べたのは新規作業を主とするものであるが、各刑務所に於ける現場に於ても、現在經營して居る作業に就て絶えず研究し企劃する所がなくては一般工業に伍して行くことは出来ないのである。尤も特に經費を、常に個性審査、能率増進、工程改善等科學的研究を怠つてはならないのである。尤も特に經費を多く要する徹底的の研究は中央管理機關に委ね其研究所に於て専任技師をして之に當らしむればよいのである。

ハ、作業の指導、監督

作業の指導監督に就ては(イ)項に於けると同様、二つに區分し、一は各刑務所を總括したるもの、即中央管理機關に屬すべき廣き意味に於けるものと、他は各刑務所に於ける作業現場の指導監督とである。

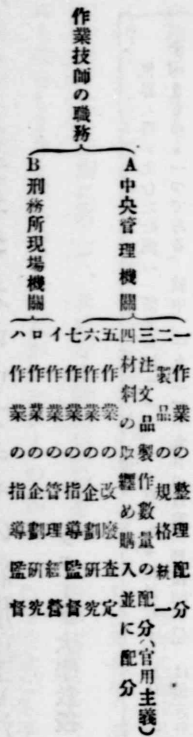
ある。

中央管理機關に於ては、作業技師に作業監督官を任命し、各刑務所を巡歴し、作業状態を視察し現場に就き中央管理機關の計劃が満足に進捗し居れるや否やを検し、指導監督を爲すべきものである。之は中央管理機關に缺く可らざるものである。

次に各刑務所に於ける作業現場の指導監督に就ては、茲に事新らしく論ずるの要はないのであるが一言附け加へて置きたいのは、技師に相當の權威人格を要すること、職制の向上のみに止まらず實質に於ても亦然る可きことは、最も留意すべき點であると思ふ。

三、結 論

以上は數項に互り作業技師の職務に就て概略を述べて來たのであるが書き方が悪い爲各條件が錯綜し、了解し難い點があるやうに思ふので取纏め表示して之を補へば左の如くなるのである。



尚作業技師の職務權能に就ては論すべき點、研究すべき點等尠くないと思ふが、餘り微細に且専門的になるから、之で擱筆する今や作業技師の要望せらるゝ時に當り私見を披瀝し參考に供した次第である。(六元)

チエコ、スロヴァキヤの新刑事立法

プラーグ大學教授 ミリツカ

世界大戦が生むだ歐洲の一新共和國チエコ、スロヴァキヤに於ける刑事法統一の新事業は、最近刑事學界に於て最も注目すべきもの一つである。就中、一九二一年九月の草案(刑法總綱篇)は最近社會思潮の變遷と最近刑事學の要請とを最も鮮明に反映するものであつて、そこは最近の學問と實際とが協力して解決しやうと努めて居る幾多の重要なテーマが見出される。兎も角もこの草案は我々に取りて多くの啓示を興へる極めて貴重なる資料とされねばならぬ。本篇はこの立法事業に直接關與せるミリツカ教授(Augustine Mrkva)がこの草案の骨子を紹介したものと大要である。(井上行政)

I

チエコ、スロヴァキヤ獨立國の創設に關する一九一八年十月二十八日の法律に従へば、舊組織時代の一切の法令は、凡て暫行的に效力を保有するものである。従つて、

チエコ、スロヴァキヤに於ては、刑法の二元制度(Dual-Isme)が認められて居る。即ち舊奧地利領に屬する領域に在りては、一八五二年五月二十七日の刑法が保存さ

れて居るのに反して、スロヴァキヤ及び下カルパチヤ舊露領に在りては一八七九年のハンガリー刑法が、爾後の修正及び補充と共に現行して居るのである。

この二元制度の不便は新たに法制の改定を必要とした。そしてその改定は、同時に法制の統一と既に古くなつた上記諸法律の改革とを意味するものであつた。しかしかくのごとき一つの根本的改革は、決して短日月の

間に克く完成され得べき性質のものではないのであるから、この間に處する方法として、共和國の成立後二三年間の中に、刑事事項に就き、最も緊急の必要ありと思料された若干の特別法が制定されることになつたのである。そしてこれ等の特別法として數へらるべきものは、就中、貨幣偽造に關する一九一九年五月二十二日の法律、條件附有罪判決及び條件附釋放に關する一九一九年十月十七日の法律、戰時利得(Dépenses de Guerre)に關する同日附の二つの法律、及び共和國の保護並びに國事裁判所(Le tribunal d'Etat)に關する一九二三年三月十九日の法律である。

しかし、これ等の法律に關する立法事業は、まさしく二つの異りたる法制に對して、共通なる新しい規定を無理にも接合しようとする試みねばならなかつた多くの困難を、明らかに立證するものであつた。

かような事情を存したので、一九二〇年六月に司法大臣から組織された専門家の一大調査會が、チエコ、スロ

ヴァキヤ共和國に於て、出来るだけ速かに刑法の一つの根本的改革を企圖することを必要なりとする一致の結論に到達したのは、敢て異とするに足らないのである。

これに次いで、チエコ、スロヴァキヤ刑法の準備草案を起草するために、司法大臣の名を以て、刑事専門家の一委員會が任命された。かくて一九二一年九月には既にこの草案の總則篇が完成して、詳細なる理由書と共に公表された。そしてこの法典の特別篇に關する委員會の事業も、またこの時期に於て、既に遠からずその完成に達し得べき程度に進捗して居たのである。

少年に關する刑法はこの草案中に含まれて居ない。蓋し少年刑法の制定は、寧ろこれを一つの特別法に護つた方が適當だと考へられて居るからである。かようにして、この緊急なる事業を、別箇に、而かも出来るだけ速かにして何れにしても刑法の全體の改正以前に遂行することとは、敢て不可能ではないであらう。若しも凡ての予想が誤らないならば、國民議會は恐らく極めて近き將來に

於て、この草案を審議する機会を有するであらう。

【三】

新たに生れむとする新刑法が、一八五二年の制定にかゝる——眞實には一八〇三年——奧太利刑法典を全然棄てなければならぬと主張するがためには、殊更らこの法典の古き年代を理由とする必要はない。獨逸帝國刑法を模倣したこれよりも遙かに新しいハンガリー刑法典（一八七八年）にしても、その爾後の修正にも拘らず、同様既に古いものであつて、立法的改革の基礎となすには不適當なのである。我々は最早如何なる法典をも、また最近の如何なる刑法草案をも標本として採用する譯には行かないであらう、——そしてこゝに謂ふところの草案中にはまた勿論一八〇九年の奧太利草案や極めて好評であつた瑞西諸草案をも含めての意味であるの言ふまでもない——何故なれば、第一に、これ等諸草案の完成後に起つた世界大戰は、實に思想界に根本的變革を持ち來し、たと同時に、また事物の價値觀念に一大變化を招來した

のであつて、而かもこれ等の凡ては立法そのものに於て、是非とも考慮されねばならぬ極めて重要な要素をなすものだからである。しかのみならず、或る一國に適合する刑法は、必ずしも同一の程度に於て、他國に適合するものではない。刑法がその眞の目的を達せむがためには、是非とも、その國民の經濟的及び政治的、文化的及び社會的諸條件に克く適應したものでなければならぬ。蓋しこれ等の反省は、全く獨立的基礎に基くことを條件としてのみ、一つの刑法改革が初めて多幸なものであり得ることを證明するに充分なのである。

犯罪事實に就き、重罪、輕罪及び違警罪の三分主義が維持さるべきであるか、或ひは瑞西諸草案、伊太利刑法若しくはノールウェー刑法に倣つて、二分主義を以て満足すべきであるかを知る點に就き、上記の反省は一つの大きな重要さを有つものである。後の主義に従へば、さして重大ならざる犯罪事實（違警罪）は凡て刑法から引離されて、結局行政權の管轄に委譲されることに取替す

るものであらう。しかしこの解決は、一つの法典編纂と行政刑法 (*droit penal administratif*) の一つの豫先的改革とを待つて、始めて實現され得べきものである。固より我々は、一つの特別法の中にか若しくば尠くとも刑法典の一つの特別局の中に、凡ての違警罪を總括することによりて、この改革を準備し得るものであるには違ひない。しかし、刑法全體の改革に向てその齎すべき遅延を理由として、我々はこの改革を所期する譯には行かないのである。

犯罪事實そのものに關するかぎり、一般社會の健全なる確信に従つてそれであるところのもの、そしてそれ等の者をのみ重罪犯人と宣言し得むがために、重罪及び輕罪の、一つの精密なる區分は是非とも必要なのである。そして一般社會の確信に於て重罪人と認められぬものは、眞に破廉恥なる一つの行爲、即ち卑むべき一つの動機と恥づべき感情とに基く一つの行爲を犯したる人々にのみ止まるのである。こゝに於て、「卑むべき動機」(Le

motif méprisable) と云ふことが、まさしく、重罪と輕罪とを區分する基準とならなければならない。そしてこの分別は全法典に於て無差別に適用されて在らねばならない。かようにして、重罪は懲役の刑を以て、輕罪は單に禁錮の刑を以て、そして違警罪は自由の單なる剝奪(拘留)を以て處罰さるべきものであらう。懲役 (*declusion*) の不名譽なる性質は、刑の執行方法によりてと等しく、また執行の場所によりて表示されて在らねばならない。この外重罪犯人に對しては、法律そのものによりて強要的にか、若しくはそれが短期の懲役刑に關する場合には、裁判所の決定によりて任意的に、公權の剝奪が科せられねばならない。條件附有罪判決 (*Le condamnation conditionnelle*) と條件附釋放とは、何れにしてもより困難な問題であらう、そして時効時間はより長きを必要とするものであらう。

一般に、裁判官には、實際、犯罪行爲が一つの卑むべき動機に支配されて犯されたものであるか、従つてその

行爲が一つの重罪と思料さるべきものであるかを決定すべき裁量の自由が與へられねばならないものである。裁判官にこの決定の自由を許すために、法典には、多數の犯罪に就き、懲役の刑と禁錮の刑とを以て選擇的に豫定することが必要とされるであらう。

死刑は、終身懲役に處せられたる受刑者が、更らにこの刑を以て處罰せらるべき新らたなる一つの重罪を犯したる場合にのみ豫定された。蓋しこの例外は、この種の受刑者によりて犯されたる重罪に對し一般に豫定されたる刑は（獨房拘禁は三年以下）絶對的に不充分なものに見えるであらうし、またかくのごとき重き重罪を犯したる犯人は、眞に彼れが値する懲罰から免がれることになるであらうといふ考慮によりて理由附けられて居るのである。

罰金は、犯罪事實が不正なる利得欲に觸發されたものである場合、若しくは犯罪事實によりて犯人の生存條件が改善されて居る場合には、凡ての種類の犯罪事實に

て豫定されたる場合には、この法定刑を減縮し、而かも自由に刑の減輕をなすべき權能を有する。固より新法典に於て條件附有罪判決の制度が維持さるべきは言ふまでもない。しかし、この制度から生ずる濫用の弊害を證明する幾多の批難に答ふるために、新法典に於ては、この制度の例外的性質が、一つの極めて精確なる方法に於て表示されるであらう。

[III]

自由刑の執行に就きては、一つの特別なる注意を拂ふことが必要とされるであらう。刑期一年以上の懲役及び禁錮は、特にこれ等の刑に就き充當されたる特別の刑務所に於て執行されねばならない。刑期一年以下にかゝるこの二種の刑（懲役又は禁錮）は、地方刑務所に於て執行される。しかし懲役者は凡て他の在所者から全然離隔されねばならない。既に前に懲役の刑に服したることある在所者は、假令彼等が禁錮若しくは拘留に處せられたる場合であつても、尙ほ他の在所者と絶對に接觸されて

就き、一つの附加刑として認められた。罰金の量刑範圍 (quantité) は凡ての重罪及び輕罪に就き確定されて在らねばならない。しかし違警罪に對する定額は緩分緩和される。それにも拘らず、犯人の收益が特に増加して居る場合には、この定額以上の罰金を科し、そして結局犯罪事實によりて犯人が利得したる凡ての物を沒收すべき權能が、一つの特別規定によりて裁判官に賦與されて在らねばならない。訴追しても尙ほ納付されない罰金の換刑處分（自由刑への）は廢止された何故なれば、この處分は無資力なる人々に對する一つの社會的不公平を包含するからである。しかし、それにも拘らず、受刑者は、彼れの自由なる勞働を提供する方法によりて、罰金を贖ひ得る (à racheter l'amende) 權利を有するであらう。

量刑 (la mesure de la peine) に關しては、刑の擇一的豫定によりてと等しく、また法定刑の範圍以下に量定し得る權能を認めることによりて、出来るだけ最大の自由が裁判官に許されねばならない。裁判官は法律によ

は、ならない。この理由のために、彼等の刑は能ふかぎり、獨房に於て執行さるべきものとする。尙ほ一般に刑期一年以下の禁錮及び凡ての拘留刑は、また等しく、出来るだけ、獨房に於て執行されねばならない。そして懲役の刑は、細則の定むるところにより、單に初めの數ヶ月間だけ獨房に於て執行される。より廣き範圍に亘る獨房の使用は、必要なる數の獨房を欠ぐこと、その新たな建設に要する莫大なる經費とのために、假令それが望ましきことであつても、到底急速には實現しがたき問題である。

一九一九年十月十七日附法律（法令集第五六二號）によりて制定されたる條件附釋放 (la libération conditionnelle) の制度は、その全體に亘りて維持されねばならない。しかし、この制度は、それが懲役に關するかぎり、所謂の點數制度 (système des points) に基く在所者の階級別と有機的に結合されたものでなければならぬ。この制度の本質は、何人も知るがごとくに、在所者

の行状、就中教室に於ける成績等の點から見て在所者の属すべき日々級の級別を定めることに存するのである。取得したる點數に従つて、在所者は漸時上級に進められ、若しくは條件附釋放の恩典に與るべき機会を獲得する。より大なる出入の自由を與へることによりて、在所者の自由なる生活を準備するために、在所者は條件附釋放に先き立つて、先づ中間刑務所 (l'établissement inter-médiate) に送致され得るのである。この場合、釋放者保護事業に一つの特別な重要さが認められねばならぬ、何故なれば、釋放者の社會的再應化に取りてはこの事業が最も有效なるものであり、且つ事情によりては、この事業が累犯に對する唯一の保護を意味するものだからである。この理由により、法律はまた釋放者保護事業に對する一定の指針を確立せねばならぬ。

不定期刑言渡 (la sentence indéterminée) の制度は、阿米利加の標式に従つて、單に一つの限定された範圍に於てのみ採用された。この制度の適用は、三十歳未満で刑に服すべき受刑者として處遇されることになるのである。そしてこれ等の決定は凡て在監者裁判所 (le tribunal des détenus) に於て與へらるべきものとす。

同時に我々はまた刑の執行の嚴正なる集約的監督に備ふるところがなければならぬ。このために、各刑務所に對して、監督官 (commissaire) として一名の檢事若しくは一名の判事が任命されねばならない。そしてこの外に、更にまた一つの監督委員會 (conseil de surveillance) と一つの在所者裁判所 (tribunal des détenus) との構成を必要とする。蓋しこの場合最も必要なことは、民衆、就中廣汎なる社會的知識を有する男女の協力に依頼することであらねばならぬ。この點を考慮することに於て、疑いもなく、この組織は、刑の執行に關して、一般に公益の觀念を培養し、助長し、刑罰法の適用を委任せられたる諸機關の誠實なる事業に對する信頼を増加し、そして最後には公衆の侮蔑に對して在所者を保護し得る極めて有意義なる一つの方法だと考へられるのである。

在つて改善能力を有するものが、一年以上八年以下の懲役に處せらるべき一つの重罪に就き、有罪判決を受けた場合に限定される。この場合、裁判官は、刑に關しては、單に法定の處分を判決中に指示するに止め、同時に成年矯正監 (l'établissement de correction pour les adultes) に於て刑の執行をなすべき命令を附することが出来る。成年矯正監は一つの特別な懲役場若しくは一つの懲役場の特別な一部を成すものである。この場合、成年矯正監に於ける拘留は懲役刑に代るべきものとされる。そしてこの理由からして、刑の執行は凡て懲役場の諸規定と調和させねばならないものではあるが、しかし、また在所者の善行が實證される場合には、判決に於て指示されたる法定刑の短期に相當する期間の經過後、在監者が條件附釋放の恩典に與り得るがごとき方法に於て、刑の執行方法を構成することを必要とするのである。これに反して、若しもその者の改善不能が實證される場合には、彼れは再び懲役場に移送され、そして法定刑の長

る。固より法律は、行刑監督を委任せられたるこれ等委員の權限並びに懲戒罰を確定せねばならないのは言ふまでもない。そして行刑の最高監督と最高管理とは、司法大臣の權限に留保され、且つ同時に適宜に構成されたる一委員會に委託さるべきものである。

【四】

累犯者の所遇に關する刑法の正しき規定は、犯罪鎮壓の成功を保障する一つの根本的條件である。法律は初犯者に對して極めて寛大なる態度を持するにしても、反對に、累犯者をして就中慣行性犯人 (criminels d'habitude) に對しては、一つの嚴格なる所遇を科せねばならない。これと異りたる方針に出づことが、刑事立法政策の見地に於て、一つの大きな謬りであるのは、今更諫々するまでもないであらう。反對に彼れ等の處遇に就ては、裁判官に對してと等しく、また法律に對しても、一つの假積なき嚴しさが要求される。彼れ等に對する短期自由刑は何等の效果をも奏するものではない。これ等の危險

性得者から社會が新たに受ける脅威は、是非とも防止されねばならない。この理由からして、法律に於て、再犯以後の刑罰制裁に著しき加重を認めることが必要とされる。そしてそれが苟くも反覆的累犯者に關するかぎり、これ等の危険人物から受くべき社會の災害を防止するために、我々は斷然終身拘禁を以て彼等に對抗することを躊躇してはならない。この目的を達するために、我々は刑の執行後に於ける保安所拘留 (internement dans un établissement de sûreté) を豫定する。

草案は刑罰と保安處分 (mesures de sûreté) との二つの精細なる區別を維持した。固よりこの兩者は部分的には同一目的、即ち社會の公敵を無害化しようとする共通の目的を追求するものであるとしても、そしてまた假令この兩者の擇一的適用が事情によりて可能なことであるとしても、しかしこれがために兩者の間に存する原則的區別は絶対に無視される譯けには行かないのである。即ち保安處分は一つの犯されたる犯罪事實に適用される

を目的とするものである。拘留はこの目的を達するに必要な期間繼續する。しかし最短一年、最長十年を超へるとは出来ない。一年の經過後には、條件附釋放が與へられ得る。そして勞働教育場に送致されるものは、規正しき勞働の嫌疑 (dégout du travail réglé)、又は輕卒 (légereté)、利得慾 (appétit au gain) 若しくは飲酒癖 (ivrognerie) のために、犯されたる重罪又は輕罪に就き、既に二回一つの自由刑の執行を受けたものであり、そして新たに同一性質の一つ重罪を犯したものであつて、勞働能力を有する受刑者に限られる。言渡されたる刑はこの場内に於て執行される。重き重罪犯人は、勞働教育場に送致することは出来ない。

「精神病者收容所」は、一部は、癡癲及び彼れ等に對して社會が保護するを要する社會に取りて危険なる精神的欠陥者を、一部は、草案の採用する廣い意味に於ける飲酒癖者を收容することを目的とするものである。そしてこゝに關ふところの飲酒癖者は、酒精飲料又はその他

ものではない。そしてそれは犯人に對して科せらるべき何等かの應報なり、または苦痛なりを意味すべきものではない。保安處分は凡ての嚴しさを避ける、蓋しそれはこの處分の目的即ち保安の趣旨を達する上に於て、全く不必要なことだからである。保安拘留 (la détention de sûreté) そのものの期間は、自由刑のそれのような確定的方法によりて定められるものではない。拘留期間は、その目的が達せられたる時に初めて終了すべきものである。

草案は三種の保安所を豫定する——勞働教育場 (la maison d'éducation au travail)、精神病者收容所 (l'établissement pour les détenus aliénés) 及び拘留場 (la maison d'internement) が即ちそれである。

「勞働教育場」は、組織的な職業教育によりて、在場者の肉體的及び精神的能力に適應せる一つの勞働、従つて釋放後一つの正直なる生活を營むために、彼等に有益なる便宜を與へ得べき一つの勞働に彼等を科償附けることの催醉飲料、若しくは有害性飲料を過度に使用する習癖を有するものであり、そしてこの施設に於て彼等の疾患が治癒する必要がある凡てのものを含むのである。この施設に收容されたる者は、彼等が勞働能力を有するものであるかぎり、就中彼等の治癒に專任する醫師の指揮の下に、適當なる勞働のために使用されねばならぬ。彼等送致は、それが癡癲及び危険なる精神的欠陥者に關するかぎり、彼等は責任能力を欠缺せるがために一つの重罪又は輕罪に就き無罪とされたものであることを假定する。これに反して、これが飲酒癖者に關するかぎり、彼等が有罪判決を受けたものであるか、若しくは責任能力を欠缺せるの故を以て無罪を言渡されたものであるかの點を區別することなく、凡て彼等は飲酒癖 (ivrognerie) に飯せられ得べき一つの重罪又は輕罪を犯したるものであることを假定するのである。最後に、彼等の高齡若しくは彼等の肉體的又は精神欠陥のために、これを徴役場又は勞働教育場の規律に服せしめることの出来ない重罪

又は輕罪にかゝる受刑者は、彼等に對して尠くとも一年以上の自由刑が言渡されて居る場合か、若しくは勞働教育場への移送を必要とする條件が既に充されて居る場合に於て、尙ほこの收容所に送致され得るのである。拘留はまたその目的が要求する期間繼續する、但し尠くも一年を下ることは出来ない。一年の經過後には條件附釋放と與へられ得る。裁判所の言渡す刑がこの施設内に於て執行されるか否かは、凡て裁判所の決定に一任される。蓋しこの方法によりて我々の達せむとする目的が、一面に於ては、その者の拘留によりてそこに必要な規律の確立が妨げらるであらうような凡ての受刑者を、刑務所及び他の保安所から離隔せることに存せるものであり、また他、面に於ては、かくのごとき分子を凡て精神病者收容所に集中せることに存するものであるのは、固より明白である。

「拘留場」は危険性及び慣行性を有する累犯者に對して社會的保護を與へると同時に在場者に彼等の心理的及

あつても尙ほ裁判所によりて六月以上三年以下の期間に於て、「飲食店出入禁止」(Interdiction de auberges)の處分が命ぜられ得る。それが違警罪に關する場合には、この處分は第二累犯を條件とする。そしてこの禁止は飲食店、及び酒精飲料を販賣する店舗並にその他の公開されたる場所の凡てに及ぶものである。

チエコ、スロヴァキア刑法準備草案に豫定されたる犯

刑務所作業調査特別委員會の報告

刑務所作業に關する本報告は次ぎの三問題を論ぜんとするものである。

第一、我が國の行政設備に於て今日實際に行はれつゝある作業についての調査

第二、刑務所作業制度がその各種の休刑に於て基ける根

び肉體的能力に適應せる一つの勞働を與へることを目的とするものである。拘留場への移送は、受刑者が既に二個の重犯に就き一つの刑を執行されたものであることと彼れが社會に對して危険性を有するものであることとを條件とする。拘留の期間は在場者の危険狀態(Dangerousness)によりて確定される、但し尠くとも五ヶ年を下ることは出来ない。五年の經過後には條件附釋放と與へられ得る。この處分の長期は確定されて居ない——精神病者收容所の場合に於てもまた同様——何故なれば、この二つの場合に於て、そこに移送された在場者の狀態はまた永久的拘留を要求し得るからである。この場合に於てもまた、言渡されたる刑が五年を超へない場合には、裁判官は拘留場に於て刑の執行を爲すべき決定を與へることが出来る、然らざれば拘留處分は常に刑の執行後に於てのみ執行される。

犯罪事實が酒精飲料の過度の使用に販せられ得る場合には、責任無能力を理由として無罪が言渡される場合で罪防遏方法の大綱は即ち如上のごときものである。若しこれ等の防遏方法が將來の刑法典に採用され、そしてこれ等防遏政策の適用を委託される人々が聰明と熱心とを以てその任務に従事するであらうならば、チエコ、スロヴァキア共和國に於ける犯罪の鎮壓が、速かに良好なる成果を擧げ得べきは、恐らく期して誤りなきことであらう。

La Législation Pénale et sa Reforme en Tchécoslovaquie
(Revue internationale de droit pénal, 1re Année—Nos 3—4,
3me Année Trimestres 1921.

平野宗一郎譯

本原則の分拆

第三、本問題を解決する最善の手段として認めらるゝが如き又理性が吾人の努力を要求する目的に向つて導くが如き理想を提唱せんとするものである。

(一) 今日行はれつゝある刑務所作業の種類

受刑者使用の現状の集成的にして完全なる標本を提示しうる様に我が委員会は全国から材料を得んことを努めた。我が報告は全国から受けた回答に基けるものである。我々は三百三十八通の照會狀を知事、監督官、典獄及びその他の役人に發送したのであるがその中大多數の者からは回答が来た。かくして得られたる報告は六萬の受刑者を包含してゐるが、これもとより完全なものにはあらざるも實情を示すには充分であると思ふ。

(イ) 第一番目の問合せは今日行はれてゐる刑務所作業制度に關するものである。次ぎの様な状態である。

受負作業のみを有する州の數……………五

受負官用及官同作業を有する州の數……………十

官用制度のみを有する州の數……………十一

官用及び官同制度を有する州の數……………十七

官同制度のみを有する州の數……………四

即ちなほ受刑者受負作業を有するものは只十五州にすぎず又その中の十州は或る他の制度に移りつゝあるものゝ如し。

於てはもつと有利な状況にある者に比して優勢である様に思はれる。

(ハ) 第三問は労働時間に關してであつた。その回答によれば受刑者の労働時間は正しく定められた労働時間に非常に近接してをり一日十時間か十二時間を要求するやうな處は二三例にすぎないことがわかる。

(ニ) 第四問は職業訓練に關するものであつた。

「貴方の處では職業を訓練しますか？」といふ質問に對する回答に於て七十パーセントが「否」と答へてゐる。

教へてゐるとして回答に擧げられた職業は製靴業、木工、手工、家具工、ブリキ屋、洋服屋、印刷、鍛冶屋、自動車修繕、機械工、鉛管工、左官、煉瓦及び掃製造、ペンキ工、機織工、桶工、基礎工事、電気、石切り、乗用自動車及び貨物自動車學校、黄麻袋製造、耕耘及び搾乳。

(ホ) 第五問は「貴方の處の受刑者には賃銀を拂ひますか」といふのであつた。回答は次ぎの通り。

賃銀を全然支拂はざるもの……………五十四パーセント

(ロ) 第二問は生産的仕事に従事する受刑者の比率に關するものであつた。此の特別な質問は誤解されたらしく回答は少きは九パーセントから多きは百パーセントに至る間のものであつた。問題を理解したらしい人々は三十パーセント乃至九十パーセントがその云ふ仕事に使用されてゐる旨の回答をした。回答によつて包含さるゝ六萬の受刑者の爲す仕事の總價値は二千四百八十五萬一千弗即ち一年宛受刑者一人の平均所得四百十弗となつてゐる。我が國の市民一人の平均所得を示す合衆國労働局(Labor Bureau) 數字は之れを知ることができないがニュージャーシー労働局(Department of Labor) の報告は同州の工場や製作場に働らく労働者の平均所得は一ケ年八百四弗であることを示してゐる。

されば、受刑者の多くは各刑務所の給與(keep)に於て使用されねばならぬ以上、又その他の者は全然働らくことのできないものである以上我が州行刑設備の受刑者は決して怠惰でないばかりでなく却て彼等は生産力に

賃銀を支拂ふもの……………三十六パーセント

支拂はれる賃銀の額は一日一セント半から一弗半まで色々である。只九州だけでは賃銀が一日五十セント若しくはそれ以上になる。

(ヘ) 我々はまた那刑務所に於ける受刑者使用に就て質問した。

何等使用してゐない旨を報じた州の數……………二十九

何等使用せず時間道路工事に使用する……………六

道路工事に使用する……………三

農業……………二

木材伐採場……………一

七州からは此の問題について何等の回答が來なかつた。

以上は全國を通じて今日一般に行はれてゐる刑務所作業に關して我が委員会が蒐集することのできただけの事實である。統計といふものは無味乾燥なものだと思つたので我々は此の材料をざつと初めに提示して置いた。さて、

此等の事實を前にして次ぎの問題は「その意義は？」といふこと、「それらの事實は何を意味するか？」といふこと、「刑務所作業といふ重大なる問題の解決に役立つであらう所の如何なる光明を我々はかゝる事實から得べきか？」といふことである。

(二) されば、本報告に於ける第二の考察は報告されたが如き今日の刑務所作業が基ける原則を分拆することがある。

我々が提示した事實を取り受刑者が今日働らかされてゐる眞の目的及び計画が何であるかを明瞭に云ふことは甚だ困難である。我々が爲した調査は明かに此の問題に關して一般に行はれてゐる思想には非常な錯雜があることを示してゐる。それにまた若し人がその信ぜしめられたことを云はうとすると誤解をうける虞のあるものである。立派な動機によつて動かされた立派な事が非常に澤山成し遂げられようとしてゐるので人がそれを賞讃しようと思ひながら本人の氣を悪くはしまいかと心配する

均によつて判断しようとしてゐるものであることを了解

せられよ、且つ我々は眞相が明確に理解せられる様に事實を公平に述べつゝあるものを了解せられよ。

(イ) 刑務所作業制度に關する我々の研究は次ぎの三つの事を示す。

(A) 全國を通じて郡刑務所には殆んど普遍的に怠惰の状態があるといふこと。

わすかに六州だけがその受刑者の使用されてゐることを報じてゐるにすぎない。しかもこれ等の州に於ても何等の仕事の爲されない刑務所が澤山あることは實に確かな事である。かゝる事態は健康、純潔、正直といふやうな事に對して全然注意が拂はれてゐないことを示すものである。此の不法なる状態が我が行刑計画の中に存する限り、我々は大いに誇りうる如何なる制度をも有しえない。我々が刑務所改革を云ふ時郡刑務所程閑却された處はない、しかもこれ程我々の最も賢明なる最善の努力を要す

ことがある、我々の仕事は困難であるしかしそれは大

の最善の利益のために爲されねばならぬ仕事である。我々はすべての事を、善も惡も正義の秤にかけ、目を覆ふて何れの側により多くの重みが落ちるかを見ねばならぬ。若し結果が善であるならばその時我々は我々の計画に於て建設せられ、前進すべく獎勵せられるであらう。

若しそれが惡であるならばその時は我々は呼び起されねばならぬ、そして更によき事のために努力せねばならぬ。これが我々の必要とする眞理である。

我が刑務所作業の活動力を支配する眞の原則となるものを正しく發見せんとするには絶對に正直であることを要する。如何なる企圖もその作用の根底をなす一般の力よりはよくありえないものであるからには先づ明瞭に原則を定義し次ぎにその原則について我々は何處に立つてゐるかを知らることが肝要である。

しからば諸君よ、我々は決して善と惡の極端によつて判断しようとしてゐるものではなく我々の調査が示す平

る處も外にはない。

(B) 州の行刑施設に於て一般に行はれてゐる作業制度は政略がその勢力ある動因であることを示してゐる。

今日行はれてゐるものに次ぎの二制度がある。

受負制度 それは受刑者を私人に貸貸するのである。此等の受負人は受刑者の労働に對しては僅かしか拂はない。彼等は財産をこしらへる。勢力を得る、こういふ人間をして州及び受刑者を犠牲にして儲けさせることをその政治利益であると盲目的に思つてゐる當局者の頭上に有力なる壓迫を加へることが出来る。今日に於ては此の制度についてその不當なる利得が公に免許されたことを要するの制限を充分に認められた州が五州、一部分設けてゐるものが十州ある。

官用制度 これは製作品の賣却を公設物、官廳及び州の行政区劃のみに限るといふ制限作業制度である。これは受負制度より善き受刑者使用を確立せんとする推稱すべき目的のために企てられたる妥協制度である。しかし多

くの選舉人を支配する或る有力なる個人又は團體の満足のために製作品の自由賣却を許すやうなことはない。十一州が此の制度を唯一の計画として有してをり二十七州が一部分此の制度の下に働らいてゐる。

官司業制度 これは無制限である。州が全然その受刑者を支配しその工業の制作品を營利會社同様に公共市場に賣却する所の自由な實業的の制度である。全然この計画の下に事業を行つてゐるものが四州、一部分この制度の下に事業を営んでゐるものが二十七州ある。

合衆國の殆んどすべての州が刑務所作業問題と戦つてゐる。實に非常な戦が行はれつゝあるのである。五州は受負制度によつて足絛をかけられ引き倒された。受負制度、官用制度及び官司業制度を有する十州では争闘が行はれつゝある。官用制度の下にある十一州は受負制度の不利益から免れたとはいへ而かも賣捌口が制限されてゐるの故に不利の地位に置れる。官司業制度及び官用制度を有する十七州は理想に近づきつゝある。只四州だけが

人に荷はされたる骨折り仕事である。彼は強制的にその利益にならうがなるまいが自分の分量を充分に成し遂げることが嚴重に要求せられるのである。

こんな事を考へるのは愉快なことではないかも知れない。確かに我が近世の誇れる文明に對して諷ふものではない。しかし今日は世界が正確な勘定をなすべき時である。判断が嚴格に事實に基いてなされるべき時である。人が刑務所に送られた時そしてそこで自分は罪を犯した者であるといふ考の外は何等の考をも持たずに苦役に就かされた時、彼の仕事は一つの刑罰である。生活に對する彼の性質の適不適に關して殆んど或は全く考慮が與へられないならば彼は勤勉といふことを教はつたとは或は云ひうるとしても彼の社會復歸に欠くべからざる高等なる附隨的資格を得ることを拒まれたるものである。受刑者に對するかかる態度はたゞ彼は社會に對して罪を犯したが故に當然これらの重大なる機會を失ふのであると要求することにによつて是認されようとして得べきのみである。こ

官司業制度を有するのでその製作品を公共市場に處分することが出来る。我々の見る所を以てすればかかる混亂せる状態の一理由は資本と勞働とによつて影響せられ刑務所作業に關する州政策を決する上に於て屢々此の兩者によつて不當に制限せられる所の政略の勢力である。

(ロ) 今日の刑務所作業を更に分拆してみるとそれはまだ一部分その性質に於て刑罰的であることを示す。報告は全國の行刑設備中の七十パーセントは拘禁者に對して有用な職業を教へることについて殆んど計画してゐないことを示してゐる。受刑者の作業は實質に於ては苦役に働らくといふ舊時の刑罰の精神を幾分か有つてゐる。若し我々が刑務所作業の現状を或る場合に爲された事業の立派な性質によつてははなくなりて大多數の行刑設備に存在する作業の型によつて判断するならば我々はたとへ如何程嚴格さに於ては輕減されて居るにせよなほ原則に於ては少くとも我が刑務所の作業は一つの贖罪的苦行であることを正直に是認せねばなるまい。それは犯罪

れが我が實際の制度なのである。或る者がある罪を犯す、刑務所に送られる、そこに拘禁せられ一年間働かされる。他の者は他の罪を犯す、二年間働らくべく刑務所に送られる。罪が重ければ重いだけ罰としての仕事も残える。されば我が行刑設備の三分の二以上が受刑者に何等職業を教へようとしてゐない以上我が國の刑務所作業が實質に於て基ける原則は應報の原則である。それは刑罰の原則である。救治的であるよりは寧ろ復讐的である。

(ハ) さきに提示したる事實を更に分拆してみると他の著しき特色は我が刑務所作業制度は一般に報酬の原則の應用に欠けてゐるといふことである。

我が行刑設備中の六十四パーセントのものは要求したる仕事の成就に對して全く賃銀を支拂はない、而して賃銀を支拂ふ處でも大多數は實に少額で無きに優るといふにすぎない。報酬は人をして働かしめる刺戟である。されば我が刑務所作業制度は不自然なものである。刑務所に居る人間も人間であるからにはたとへばは失敗し若し

くは墮落したものにせよ、他の人間と同じ本能を有してゐる。彼にとつて彼の労働は所得をうる手段である。こゝういふ眞理の實現に基かない制度は残酷である。

大多數の我が行刑設備に於て全く賃銀が支拂はれないといふ事實は管に我が作業制度が刑罰的であることの追加的証據であるばかりでなくそれはまた人間にとつて有害であり而して拘禁の故に憫む無辜の人にとつて残酷である。報酬なしに働らくことを人間に要求するのは賢明にして妥當なる刺戟を奪ふものである。それは彼から彼をしてその最善の努力を振はしめる刺戟を奪ふものである。それは怠惰の精神を生むそれは怠惰の習慣を奨励する。人はかゝる制度の下にある間は無意識的にせよ、しかし確かに彼は更に貧しき労働者であり益々無力になりつゝあるのである。彼の努力がそれをかち得た時當然彼のものであるべき報酬を得んと努力することによつてひき出されひき上げられる代りに彼は恐怖によつてその仕事をせしめられるに相違ない。これは彼の精神に於ては殆んど鞭を以て驅役せらるべき奴隷の状態に彼を導く

ものである。彼は結果を産み出すであらう。しかし彼の心は仕事の中になく、而して「すべての技術に幸を興へるものは心である」。

欲するが儘に議論すべし。欲するが儘に自己を誦著すべし。されど、従順と黙認を装ふ中にも不平と反抗の感情は労働に對して何物をも得られない受刑者の胸中にさへ生じてゐるのである。

(ホ) 我々の調査が齎したもう一つの事實は我が刑務所作業政策の中には金銭づくの考へ方をする傾向を示す状況のあることである。

六萬の受刑者の作業價值は二千五百萬弗、一人平均四百十弗である。莫大なる所得及び利益を示す刑務所も二三ある。これは結構な様に見える。しかしそれは外見する如く結構なことであらうか。かくの如きは今日の商業時代に受刑者をだしにして金を儲けようとする傾向が我々の間にあることを示すものではなからうか。ある觀察點からすればさういふことは信すべきことである。しかしその意義如何？ 我が刑務所生活に於ける作業の細目と

金儲け計画と見る傾向があるといふことは事實ではないか？ 一方に於て納税者の負擔が救はれるだらうといふ感情があり他方に於て上手な會計報告は刑務所を立法團體に氣受けよくさせるといふ感情があるからさうなのはなからうか？ 刑事被告席の後に立つ男は國家にとつて財産である様な設備があるといふことは我が行刑計画の中に物質主義の不當なる精神があるからである。かゝる場合があるといふ事實は彼等が金儲けに對する根本的傾向の結果として産み出されたことを示すのである。これは正當なる原則ではない。人間が罪を犯すといふ事實そのものは國家がその人間を拘禁する場合にその人間をだしにして金儲けをする權利を國家に與へるものではない。如何なる典獄も、たとへ彼が彼の管理してゐる刑務所が利益を州に引渡すことを誇るともそれは正當に誇らうべき事ではない。人は決して國家にとつて經濟的利益を得させるために或は野心ある官吏が權勢に上る踏石となるために刑務所に送られるのではない。社會が防衛せられるために而して彼等自身また道德的利益を受けるために送られるのである。

かうした考は如何なる時に於ても最上の考でなければならぬ。これが忘れられた時我々は失敗である。道德心の薄弱な人間がその人間を使つて金を磨り出す考を以て運轉されてゐる大きな商業器械の中に投げ込まれたなら彼自身反社會的な市民にしてしまはれるだらう。それについて彼が考を言葉に出して云はうと云ふまいと心中に於ては不正の感が痛んでゐるであらう。彼は思ふであらう。社會が彼を不公平に取扱つてゐると、又社會が彼から彼に支拂はなかつた所のものを奪つたと、而してかるが故に彼は社會に對して同様のことをする權利があるのだと。しからば斯くの如きは我が委員會が見た通りの刑務所作業の現状なのである。我々は正直に大膽に事態を解剖することを努めた。我々は基本的原則となれる所のものを發見しようと思つた。我々は我々と異つた意見を有つてゐる人及び我々の發見に對して例外たる様な人々のあることは疑はない。しかし刑務所作業の根本的觀念は何ぞやといふ此の疑問に直面する様になつたら眞相は更に明瞭にわかるだらうといふ希望を抱くものである。

海外時報

K N 生

合衆國カリホルニヤ州のプリズン・キャンプ

(The California Prison Camp)

カリホルニヤ州によつて試みられたプリズン・ロード・キャンプ(受刑者を道路工事に使用するためのテント張りの野外監)のスーパーインテンデント(監督)なるベン・エチ・ミリケン氏の第一回の年報によれば、此の制度は非常なる成功に終つたのである。此の制度は殆んど革命的に受刑者の行状を一新し、州のサンカンタン並びにホルソム(ステート・プリズン)兩刑務所に收容せられたる幾百の受刑者に利潤の多い労働を與へ、其の上に州に一錢の餘計な税を課することなくして、州の道路委員(High way commission)をして山間の諸郡に幾マイル

の良道を建設せしむることを得せしめたのである。

此の一年間にロード・キャンプで働いた受刑者の貯蓄の總額は五萬弗に上つたのである。其の内一萬弗は委員の手で受刑者の家族に送付されたので、此等の少額の送金に對して感謝の意を表する家族からの委員事務所宛の手紙は頻々として断えないのである。過ぐる一年間にロード・キャンプに使用された受刑者の数は千三百人で、其内七百人は同期間にキャンプから或は全く釋放せられ、或は假釋放(パロール)に付せられたのである。此の假釋放者中社會復歸の後方向を誤つたものは僅かに七人であると云ふ。

ミリケン氏は報告書中に此のロード・キャンプの名譽制に説き及ぼして次のように記してゐる。

「此等のロード・キャンプに在つて役に服してゐるものは、語の如何なる意味からしてもヲノア・メン(Honor Men)(名譽制にあづかる受刑者を云ふ)たる名に背かないものである。此の事は最近キャンプの二つから選出たのみならず、逃走の絶好機會ではなかつたかと云ふものでもあれば怒つて已まないものである。」

此のロード・キャンプの賃金規則には、州の道路委員は最高賃金一日二弗五十仙まで支拂ひ得ることを規定してゐる。此の賃金に對して移送費、糧食費、被服費、キャンプの管理戒護費、及び賞與金が課せられるのである。此等の費目が控除せられた後受刑者は一日最高七十五仙を所有し得られるのである。但し右の金額は貯蓄する場合に限るのである。

然るに顛火した時には一人残らず悉くキャンプに還つて來つたのである。彼等の多くはライフ・ターマー(Life Turner—終身刑者)であり、大部分のものは尙ほ長い刑期を餘してゐることを考へた時には、此の事實は眞に特異な事實と云はなければならぬのである。然しながら彼等凡ては自分達に置かれた信任に背くことをしなかつ

舊のシステムの下に在つては受刑者が刑務所を去る時には一着の服と五弗を受取つたのみである。然しながら今やロード・キャンプに働いた受刑者はキャンプに於ける貯蓄に加へて此の五弗を得て去るのである。普通受刑者は再び世に出て身を立てるまで食ひ續けて行くに充分な金を有つて去るのである。受刑者の或るものは既に二

百弗以上を貯蓄したものがあつて之は釋放さるゝ時には全部其者の所有となるのである。

現在受刑者の働いてゐる道路建設工事はヨセミテ穀谷に至るプリズバードグーエル・ポータル間の道路である。此の工事には二百五十三人の長期刑者がゐて、排除開墾せらるべき岩石路面は壹百五十萬ヤードである。技師の見積りによれば工事費は一ヤード八十八仙である。工事は已に四分の一以上完成されてゐるが、今迄の處では工事費は一ヤード七十八仙で、受刑者の労働の多大の費用を要するものでないことを示してゐる。

カリホルニアの道路委員が道路建設工事に受刑者を使用したのは一箇の人道的な事業に従事してゐるものと云つて差支ないのである。此の計畫が道路工事の費用を軽減してゐるとは未だ立派に言ひ切れないけれども、州の刑務所の維持について州に節約をもたらしてゐることは確かな事實なのである。

(Prison Journal, October, 1924)

プロベーション・アウト・ソシエーションの會長たる判事フランク・リン・チエース・ホイット氏の前記の報告中に言ふ所によれば、この減少は犯行の原因であつた事情を除去せんとする都市並びに團體の努力の結果である。ホイット氏は曰ふ、「多くの團體並びに組合の注意を惹きつけてゐた犯罪防止の事業、セツ、ルメント・ワークヤコミニティ・センタールや、クラブや、父兄會によつて證據立てられた一般社會の自覺、プロベーション（保護）制度の發達、及び少年裁判所其自身の熱心なる努力等、總て此等の要素が集つて我等の都市の少年を圍繞する幾多の境遇事情を改善するを得たからである」と。

聞く所によれば、ニューヨーク州に於ては、犯罪少年のための凡ての矯正院其他の施設には收容者は漸次減少しつつあつた。此等の施設の或るものに於ては、一般に州に於ける人口の増加にも拘らず今日は十年前の總かに半數に過ぎないのである。マサチューセツツに於ては州のプロベーション委員は州の統計によつて、過去五年間に

アメリカに於ける少年犯罪の減少

(Less juvenile crime in the U. S.)

大都市に於けるクライム・ウエーブ（罪波）の襲來にも拘らず、アメリカ一般に通じて少年犯罪は減少しつつある、とはニューヨークに於けるナショナル・プロベーション・アツソシエーション (National Probation Association) の本部から發行せられたステートメントの報ずる所である。

此の報告は我々がひどく惱まされてゐる問題に喜ぶべき光明を與へてゐるものであるが、十代の少年の中に犯罪の増加したことを示してゐる多くのステートメントのようには廣く知られてゐないのである。少年犯罪の減少はニューヨーク市に於て最も著しいので、一九二四年には十年前より三千件の減少を見たのである。シカゴに於ても亦た約三十パーセントの減少を見たのである。

ニューヨークの少年裁判所の裁判長にして且つ前記の

少年犯罪に於て三十六パーセントの減少を見たことを報じてゐる。州の全プロベーション、オフヒサー（保護司）の職務を監督するニューヨーク州のプロベーション・コムミッションは、過去の如何なる年よりも一九二三年には成功した觀察件數 (Probation cases) のパーセンテージの多かつたことを報じてゐる。——即ちその年に觀察期を満了した少年並びに成年の七七、七パーセントは成功であつたと云はれてゐる。觀察に付せられた此等のものゝ中で再び捕へられて矯正院へ送られたものは十パーセントよりも少いのである。然しながらニューヨーク・サン紙は之について語つてゐる。「とはいへニューヨーク市に於ける種々の機關によつて成された多くの社會事業の價値を信じようと思つてゐる人々ですらその價値を疑はなければならぬ場合も多かつたのである。社會事業家は自分丈けに餘りに信を置き過ぎて、自分の仕事の結果については毫も確信はなかつたのである。然し若しモンク・イーストマンやダグラー・フランクスのような罪人

を出したニューヨーク少年のその階級のために實際に價値のある何物か爲されたといふことが分明になつたならば、彼等社會事業家は十分寛恕されて可いと思ふ。(Liberty Digest, January 10, 1925)

釋放者の國家保護

(Staatliche Fürsorge für entlassene Gefangene)

這回獨乙共和國へッセン聯邦に於ては、釋放者保護の問題を共和國の法律で規定せらるゝこと、さなくば少くともへッセンに於ては釋放者保護の事件は國家の監督の下に置かるべきといふ規定が設けらるべきこと、此二事に對する努力を政府に要求する案が州議會に提出せられた。

(Deutsche Juristen-Zeitung,

den 1. December 1924)

寄 書

減食罰は廢止すべし

(一) 減食の有害なるか否かが、近頃刑政の問題になつておるが、果して問題であろうか、減食が身体の健康に悪影響を及ぼすことなしと、斷言できぬことは、體量の減少が証明するでなからうか、

(二) 刑務所は何處でも、保健技師が其の献立の作成の際に、常に其營養量を研究し計算しておること、信ずる、十三貫乃至十四貫の體量を要する一般労働者は、二千五百六十四カロリを要することは、學者の一致する所である、(額田博士安價生活法参照)、左すれば労働時間長き收容者は、約三千カロリを要するものと考へる、果して各刑務所は毎日、是丈のカロリある食糧を給與して居るだらうか、

(三) 三千カロリの食糧を、二分の一とし三分の一と

精神病者並びに犯罪人の産兒防遏

(Unschädlichmachung gewisser Geisteskranker und Verbrecher)

獨乙共和國ザクセン州に於ては已に共和國政府に對し、或る條件を付して一定の精神病者並びに犯罪人(共に男性)をして産兒不能ならしむることの許可せらるべき爲めに此點につき共和國刑法を補修すべきことを提案したのであるが、這度へッセン州に於ても、不良種をして害毒を社會に及せしむる(Unschädlichmachung schlechter Rasselemente) ことを目的とするザクセンの箇の最も重要な提案を共和國參議院(Bereichsrath)に於て極力支持すべきことを政府に要求する案が州議會に提出されたのである。此の事に關しては最近エステルライヒの維奈に於ても政府の官吏並びに各方面の學者達相集つて、社會に危害を及ぼす犯罪者の産兒防遏(Sterilisation)の問題を研究するに至つたのである。然しその結果は尙ほ未だ發表されてゐない。

(Deutsche Juristen-Zeitung, den 1. December 1924)

して、二日乃至七日間続け、其の上作業に従事せしむる今日の減食罰は、苛酷でなからうか、減食罰の處分を受けて、身体の衰弱するは、當然でなからうか、(四) 減食罰は作業を休止しないで済むから、良懲罰だと思ふのは誤解ではなからうか、減食罰を受けた者が、胃、加答兒を起し、感胃に罹つて休養を爲す者が何程あるかを調査して居るだらうか、若し調査の結果左様なものがあるとすれば、作業に却て大なる影響があるでなからうか、左なきだに收容者は食物等の爲め胃加答兒又は感胃に罹り易いでなからうか

(五) 減食罰後に罹る病氣が、減食に原因するといふてと出來ぬにしても、多少之を助成するでなからうか、若し刑務所内で肺結核に罹り死亡する累犯者の身分帳を調査したら、其刑又は前科の執行中に減食罰を受けて、身体が羸弱となつたものが、幾割あるか思半はに過ぎはせぬか、一割あつても、寒心すべきでなからうか、減食無害論者は此の如き研究調査を、したのであらうか

(六) 體格甲で營養上等、及び體量十五貫以上の強健者ならば二三日位の減食罰は、其後の經過によりて生理的影響を與へないこともあらう然し體格丙、又は營養下等、或は體量十一二貫の者に、「減食罰の執行差支なし」と身分帳に記入する保健吏員あるとすれば、大膽と言はなければなるまい、果して此の如きことないであらうか。

(七) 體格優良の者も、減食の精神的刺戟の爲に、精神上變化を起すことはないだらうか、意に反する饑餓は、精神の變調を來し、食物拒否症状を呈することはないだらうか、況んや體格不良者に於ておやである。

此の如き結果も執行の差支とならんものだらうか

(八) 減食罰を受けた者が他の收容者と同時に、食事をなす際に、收容者間で同情等の爲に、飯又は菜の交換分配行はれることがないだらうか、特に累犯者に如何であらうか、之を嚴重に取締ることが徹底して居るだらうか、之を考へると減食罰の執行は只減したる食糧

て缺點ありとして、現に有害なりと論ずる保健官吏廢止すべしと主張する刑務所長あるに拘はらず、其刑務所が何故減食の懲罰を慣行するのだらうか、監獄法が規定する以上は必ず減食罰をすべき義務あるであらうか。

(十四) 減食罰不可ならば所長は其の申渡を止むべく、

減食罰有害ならば保健技師は身体に執行上差支ある意見を付すべく、少くとも減食罰を特別な場合のみに緊縮せしめねばならんでないだらうか、今日減食罰の申渡を體格甲營養上等體量重き者のみに緊縮する刑務所否、其の廢止を斷行する刑務所は全くないであらうか、若し一箇所でもありとすれば減食の懲罰を行はずして行刑上何等都合ないのでなからうか。

(十五) 余は信する、現今の監獄法に於て減食罰を行はざるも他の懲罰を換用して行刑上支障ないと信する、

減食罰は廢止すべし

(主案)

の配給のみで、手輕なりなど言ふことは出来ぬであらうか、又此様な反則の實例は絶無であらうか

(九) 減食罰は收容者の最大快樂とする食慾に對して精神的刺戟の大なる爲に、累犯者に對しては反省の念よりも却て反抗的氣分を醸成する、危険がないであらうか、一の減食罰が次の減食罰、第三次の減食罰又は屏禁罰を出す實例がないだらうか。

(十) 反省を促すとして時間が短かく、自覺を喚起するものとし靜寂の氣分を缺く、減食は主として、苦痛を與へる爲の懲罰と、疑はるゝでなからうか。

(十一) 刑の目的は保護刑なり應報刑にあらずとせば、刑の執行を達する爲の懲罰も改善を本位とすべく、苦痛を主とすべきものでなからうと思はれる。刑の執行は教化にありとせば、減食は懲罰として多少妥當を缺くでなからうか、之が減食罰の廢止の主張の有力なる一因でなからうか。

(十二) 減食罰は、生理上より考へ、行刑の目的より見

善人製造と保護の調節

中島卯太郎

- 一、序
- 二、行刑と釋放者の調和
- 三、釋放者と社會の調和
- 四、結

一、序

刑務所は惡人の貯藏所であると考へられて居たのは昔のことと今や善人の製造所であると言ふ様になつて、社會が行刑に目醒め、人の本性に理解を有する様に成つたことは國家若くは同胞人類の爲め、眞に慶賀すべき事實である、縱令哲理と實際と相背馳する、個々の事情は多々ありとするも、夫れは行刑の個別處置に屬し具体的に處理さるべきものであつて、之れが爲め一般抽象的の理解には何等の障りは無いのである、恰も太陽の照々として四方を照すも、時に浮雲の爲め光を妨げらるゝ事ありと雖、太陽の清淨なるには何等の障りは無いのと、其理

を同うするのである、さて善人製造と言ふ行刑は何を以て左様に謂ふのであらうか、若し文字其のものから言ふならば、善と言ひ悪と言ふのは道徳上の問題である、従つて此に所謂道徳なるものは個人的のものであるから、往々國家社會の利害を顧みない弊があつて、社會的の法律とは矛盾し背馳する場合が頗る多いのである、故に道徳上の善人製造では満足が出来ない、是非法律上の善人製造であらねばならぬ、併し法律も亦道徳の上に立脚して之を社會化したものに過ぎないから、個人に屬する道徳も善人製造の一部面に相違ない事を記憶せねばならぬ、之を要するに、社會の一員として自己を誤らず、他を害はず、円満に共同して生活し得る者と爲すことが、即ち善人製造でなくてはならぬ。

二、行刑と釋放者の調和

行刑最終の目的に就ては、既に學者の定説があつて、兎や角言ふべき言葉は無いが、若夫れ述べたるが如く善

を生ずるのであつて、所謂血あり涙ある眞の行刑は此點に飯結せらるゝのである、此血——此涙——が善人製造の眞髓である、殊に釋放日の近き者に對する場合は此淚程適切有效のものはないのである、彼等は釋放一月位前から釋放後の事、飯仕地の事、職業の事、前科者と云ふ立場の事を考へて、頭を悩ますのである、此刹那に於ける血——涙——は蓋し生涯を支配するであらう、或曰く夫れは大きに違ふ、釋放前は種々なる空想に耽るが故に、役人の取扱や戒諭は、通り一片の言葉として聞流して終ふのみであつて、混亂した頭には到底這入らないと、自分は之れに反對である、何となれば、そう言ふ風に聞流さるゝものであるとの信念の上に立つての血——涙——は俗に謂ふ空涙である、空涙では何れの機會を捉へても、徹底しそうな筈が無い、心あれば通ずる、こゝが難長の靈の働きで、感應の伴ふことは當然である、之れに就ては幾多の事例を有して居るも、駄足の嫌があるから他日に譲り、行刑と釋放者の調和は蓋し釋放後の事を考

人製造であるならば、先づ考ふべき事は釋放と言ふ事である、限られたる刑期を有する自由刑の執行は區劃せられたる數期を有するであらうが、夫れは處遇の上の問題であつて、若し之を法定の形式から見て、三に分てば、第一入所第二執行第三釋放となるのである、時の経過は常に釋放なる、當然來るべき第三を受刑者夫れ自身も計量して居るのである、故に善人製造も亦此釋放に就ては計量の上にも計量を爲さねばならぬ此點が苦心の存する所であるから、刑の量定を爲す裁判官に於ても慎重なる注意を拂ふの要がある、何故ならば刑期が長くても必ずしも計量上適當とは認め難いと同時に、短かくては到底此計量に上らぬからである。

さて入所も執行も共に釋放と言ふ當然來るべき、境界線に向つて進行するから、眞の行刑は之を忘れてはならぬ、忘れてならぬが故に行刑中常に彼等の釋放後を考へて遣らねばならぬ、獨居拘禁も雜居拘禁も作業も教誨も運動も乃至は懲罰を科するものも釋放後を念ふが故に必要として善人製造に餘念なき、情と熱と力とに因りて得らるべきものと信ずる

三、釋放者と社會の調和

善人製造は行刑の仕事である、併し出來上つた善人も刑務所の善人では何の役にも立ち難い、是非社會に出で、人の後、人として又國家の一員として不都合なき善人であらねばならぬ、縱令萬卷の書を繕くも、實際に應用が出來なければ何等の價値が無いのと同じである、そこで行刑中に於て釋放後入るべき彼等の社會を考へて置く必要がある、土方人夫を爲すべき者、奉公日稼を爲すべき者、舟乗船頭若くは漁業を營むべき者、商業を營むべき者、農業に従事する者、人の上に立つて働く者若くは子弟を指揮して生活する者、資産の豊かなる者等種々雜多に其境遇が違ふであらう、之等の者に對し一列平等の行刑は善人製造の社會的意義に適ふであらうか？頗る苦心の存する處である、或國の學者が行刑は文部省の管轄に移すべきであると極言せられたが、一應の理屈はある、農業を

爲すべき者に船頭の心得を説いたり、奉公日祿を爲すべき者に子弟を指揮する道を以て訓へた所で、善人製造の上には直接何等の効果は無い、此点が難義な處である、兎に角斯くして社會的の善人となり期滿ちて釋放せらるゝのである。

さて釋放せられて社會に出てゝも若し社會の門戸が閉鎖せられて、入ることが出来ないとすると、果して如何すべきか、何人と雖迷はざるを得ないであらう、迷ふた結果は社會を呪ふに違ひあるまい、呪ふた反動は遂に再び無道罪惡と成り、より以上社會に危害を加ふるであらう、茲に於て乎道を以てする而も働ある保護會の必要を生するのであつて、畏れ多くも賢き邊りに於かせられても、御軫念あらせらるゝと拜承する、此一事を以てしても既に保護會は發奮し、自己の與へられたる鍵を以て鎖されたる門戸を開き與ふべきと同時に社會も亦此御教旨を奉体すべきである、に拘はらず今尙冷酷沒義道な地方が隨分ある一度受刑して釋放し來つた者は、何處迄も惡

彼等は危險性多きものとなるのである、一朝社會が冷酷なる取扱に出づれば又は生活の道を奪ふに於ては、名譽を念とせざる結果直ちに起つて社會に危害を加へんとするであらう、故に門戸を開け生活の具を貸せと言ふのである、斯くすることは釋放者の爲と言ふより、寧ろ社會自身の爲めであることに理解を得たいのである、若夫れ此点に覺醒するならば、釋放者と社會の調和は期せずして保持し得ることゝ信ずる。

四、結

行刑中經過頗る良好であつて堅く強き反省自覺を生じ、善人製造上些の遺憾なしと認め釋放したる者にして、數月ならずして、再び繰繰の辱を受くるに至つた者を、往々に見受くる、之等を仔細に調査するに、社會の

人として其郷党に足を入るゝを許さぬとか、相手にせぬとか、極端なる考を以て居るは遺憾である、併し乍ら惡を憎む傳統的の精神は一朝にして容易に打開すべきものではないが、少くとも善人となり得たりとする底の者に向つては、相當理解を持って貰ひたいものである、之等の者に向つて迄も尙答を加へんとするは、死屍に鞭打つ様なもの、何人と雖、潔とせざる處であらう又一面に於て此傳統的憎惡の精神は尊重すべきもので、犯罪の一般豫防上有效のものであるとせられて居る、元より反對すべき要も無いが、夫れは罪を惡むのであつて、人其のものとは別にして見て貰はねばならぬ、誰やらが——其罪を惡むで其人憎まず——と言つたのは即ち是である。

元來社會は社會夫れ自身の生存上の平和圓滿を圖る爲め釋放者に生活の具を貸すべきである、釋放者は既に名譽の上に重傷を負ふて居るから、其希求は比較的單純であつて一般人の求めつゝあるが如きものを求めて居ない、只生活問題に止まると謂つて差支へない、併しそれだけ

沒義道なる侮蔑、排斥、壓迫、に堪へ兼ね、遂に世を果敢なみ、自暴自棄して再び犯を累ぬるに至つた者である、夫れかと思ふと、また善人製造の上に於て頗る不完全、未成品のまゝ期滿ちて釋放せられた者か、圓滿なる生活に入り、立派に而も成功して居るのがある、處が之は前者と正反對に、偶々理解あり自覺ある社會に迎へられたが爲めに、未成品であつたに拘はらず茲に善人完成して今日を克ち得た事が明かに事實として證せられた。

以上の通りであるから行刑と釋放者の調和釋放者と社會の調和が円滑に行くならば、期せずして善人製造は理想の域に進み得るであらう、終りに一步を進めて、行刑と社會との調和を今少しく円滑ならしめば蓋し錦上花を添ゆるの觀あらんか。

退院記

大森 洪太

今年十月初旬猩紅熱に罹つて一月
許り避病院へ入れられて居た其の
退院の時の愚感です

流石の猩紅熱も腰を据えて掛つた持久戦には僻易したと見えて漸く陣地を撤退した、發病後五週間で、身體の何處にも痕跡を止めないやうになつた、敵が退却したとなると、こちらも此の病院を引き揚げなければならぬ。避病院は刑務所に次いでいやな所だ其の避病院以上にいやな刑務所に永く置いて貰い度いと嘆願した滿洲囚が近頃佛蘭西に在つたと云ふ事である。南獨逸の或州では秋の末になると乞食が大勢政廳の前に集まつて大公に對して不敬の言を弄する、乞食は悉く禁錮三個月に處せられて丁度樹々に若芽の萌え出す頃に放免せられる、其の年の秋も更けて肌寒い季節になるると又やつて来る、矢張禁錮三個月で放免せられると乞食の連中は暖い春の日影で日和暖つこまする、誠に厄介な手合である、日

本の行刑制度を視察した支那の法官に對して、當時四百余州の覇權を握つてゐた袁大總統が、左様に優遇せられては、刑務所の方が住み好い云ふ事になつて、懲罰の實が擧らないではないかと問うた、そこで、其の法官は不逞な輩に對しては、減食の方法も在つて、そこは旨く出来上がつて居ますと答へたところが、(此の答は一寸質問の焦點を外れて居るやうだけれども、)大總統は成程それは完全なものだと激賞したと云ふ、これは支那某大官の直話である、兎に角、廣い世界のどこかの一角には、入所志願者も居るだらうが、前に述べた佛蘭西の在所嘆願者は夫等とは少し趣を異にして居るやうだ。刑務所と云へば、英吉利で三つ四つ見せて貰つたが、何處でも在所者が非常に減少したと云つて居た、素人目(私は前科者ではありませぬ)にも人数に比べてどうも建物が廣過ぎると思つた、倫敦の角車馬數の巷から寒煙立ち舉めた孤村へ來た觀があつた、現に數日前も郊外の刑務所を一つ解放して、住宅難の連中(尤も少々家賃は取るらしいが、)に供給したと云ふ事で、廊下がたゞざだから、洗濯に都合

が好いと云ふ話だつた。目下佛蘭西に受刑者が一人しか居ない刑務所が六十一個所在るやうだ、恐らく小さい刑務所だらうけれども、其の六十一個所の刑務所の在所者總計六十一人である、刑務所の人口稠密と云ふ事は決して名譽な問題では無い、此の六十一獄六十一囚の話の如きは、正に近時の美談であらう、佛蘭西官憲の發表したところに依ると其の一人宛の受刑者は孰れも役人に可愛がられて、幸福な日常を送つて居ると云ふ。要するに受刑者を憎む時代は過ぎた、従つて刑務所の制度設備一切の事が受刑者本位に發達しつゝある南洋の或島では砂の上に線を引いて回向院の土俵のやうな併し更にそれよりも簡單なものを拵へて此處から外へ出てはいけぬと命ずる線の中が則ち刑務所である受刑者は許可の下る迄はいつ迄も其の線の中に居る結繩の世も偲ばれるやうな話だが、之れは今日最原始的な刑務所であらう、多くの文明國の刑務所では(勿論日本も左様だが)之れと甚し

退院記

に於ては、其の組織は極めて複雑であつて大きな工場も在れば、立派な病室も在る、内容の充實した圖書館も在れば、嚴肅な氣分の深き教會堂も在つて、一と通り見て歩くだけでも、一日は十分費される斯く受刑者の僱養保健の爲めに、各國相續つて種々の施設を試み、巨額の國費を投じて惜しまないのは、誠に結構な事である尤も、少し極端に渡れて、結構過ぎる噂も聞いた、それは一と月余り前に米國イリノイ州の或刑務所に起つた出来事である、其處の刑務官が綺麗な女受刑者二人を連れ出してダンスに出掛けて大に跳ね廻つた、然るに所謂人間萬事塞翁が馬で、跳ね廻つた後は兎角宜しくない、其刑務官は罰金五百圓に處せられた、件名は法廷 侮辱罪で其の理由は裁判所の命じたる場所以外に受刑者を羈致するは、法廷の權威を冒瀆する所業なりと云ふのである刑務官は獄内生活の單調に流れるのを防止する爲めには、之れも必要な事だと辯解したがそれはお取り上げ

にならなかつた、其の外に官紀に關する懲罰もあつたかも知れないが、生憎病院の圖書室には米國行政法の參考書が一冊も無いから、一寸此處では調査が不可能である、只々罰金五百圓の點だけは憶である、話は脱線したが、私は明朝避病院を出ると云ふ今夜になつて何だか別れ難いやうな、まだ二三日は居ても宜いと云つたやうな、妙な願望の念に充たされて居る。勿論私は避病院が好きでは無い、一瞬も早く此の至格から脱出し度いのである二度と再御厄介に成る事は眞つ平御免である。それにも拘らず、現愈々退院するととなると、何となく名残が惜しまれるのである。私には斯様な経験は屢々有る、私は所謂獨り兒だつたから、少くとも家庭の内では寵兒であつた、だから子供の時には郷里が何よりも先づ懐しかつた、中學校へ入つてからは、休暇の外には郷里へ歸つた事が無い、それも役所へ勤めるやうになつてからは、二年に一度、三年に一度と云つた工合だが、今で

も夢を見ると、其の背景は必伊賀の山村(それは私の郷里です)である東京の夢は見た事が無い、左様な次第だから、學校の休暇になると、飛び立つやうに郷里へ歸り度くなつたものだが、愈々歸ると云ふ利那になると、妙に其處を出るのが辛いやうな氣持になる、正に矛盾である、矛盾ではあるが事實であつた此の撞着した不徹底な感想は勿論私の因循疎懶の性分に基因するのだらうが敢てそればかりでも無いと見えて、同じやうな事を外の人からも聞く、悪い誘拐者に誘されて來た女工が、一割も早く國へ歸り度いと問えて居るが、國から迎の者が來て、いざ引き取られて歸ると云ふ間際になると、迎の者の目を忍んで獨り工場の周圍を徘徊して、泣いて居ると云ふ事である之れは或勞働通から聞いたところで、ある、同じ人に長く接すれば自然に其の人に親和の情を覺えると同様に、同じ處に長く居れば、自然に其の處に愛着の思を抱くやうになるのは、人間共通な事實ではある

まいか、そして、縱令其の人又は場所が好ましからざるものであるにもせよ、其の人又は場所に対する執念は、好悪愛憎の外に、或はそれを超えて、起るのではあるまいか、ツルゲネフの小品に、冬の風の夜、自分と犬とが寂しく部屋に残つて居る、外には風が荒れ狂つて居るが、家の内は死んだやうに静かである、其の閑寂の裡に於て自分は犬を見つめて居る、犬も自分を見つめて居る、自分も犬も固より黙つて居るのだがお互に暫く見つめて居ると、自分にも犬の気分がわかり、犬にも自分の心持が見えるやうに思はれる、斯くて自分の境地も犬の心情も全く互に融合すると云つたやうな事がある、ウーランドの散文にも同じやうな意味合の下に、草木山川も蓋し有情だと云ふ事があった。思ふに私の退院の際に於ける不可思議な哀別の思も、感じた其の内容に精確の差はあつても程度に厚薄の別はあつても、矢張り同じ範疇に属するものではあるまいか。

そこで又刑務所の話に立ち歸る。愈々滿期になつて放免せられる當日か其の前夜に、矢張り離れ惜しむ一種不可解の情が起らないものだらうか、工場や避病院は縱令それが好ましからざる場所であるにもせよ、刑務所と比較するのには余りに程度が違つて、刑務所を工場や避病院に牽聯して考へる事が甚しく遊戯的に失するかも知れないが、受刑者は勿論人間である、人間である以上は、人間として叙上のやうな感想を起しはしないだらうか茲に兇暴な破獄者が扉を越えて場外へ出たと假定する、そして刑務所の方を振りかへつて見たと假定するそれは果して、捷利を誇る快感の爲めのみであらうか、後ろに残つた仲間に対する同情の爲めのみであらうか、兎に角、假に満期放免の際に深く別離の情を感じた受刑者があつたとしても、それは寧ろ典獄諸賢も御存じ無い事と察する、蓋し左様な受刑者は再び刑務所へは來ないだらうから用も本當に眞な人間になるだらうから。

避罪人も畢竟するに社會の病者である其の病名は第四百四號以上であつて、其の研究は醫科大學に專屬しては居ないだらうが、犯罪は社會的の病氣であつて犯罪人は其の社會的の病氣に罹つた人間である私と雖、罪人も病人であるから始終美食に飽かして、景色の好い所へ避暑遊樂にやらねばならぬと云ふのでは無い、今の私は矢張何と云つても退院するのが嬉しい、一抹の哀別の思に妨げられ乍らも、解放を受ける快感は五臓に漲り亘つて、歡喜の念に跳躍する、私は身體上の病人で、罪人は社會的の病人だ病人たる事は同様で、そして私は監禁せられて居たのだ、私もいくらか受刑者の心情を解し得たやうな知持になる、若し眞に些少でも私が今こゝで受刑者の心情を解し得たとすれば、それは私にとつては大きな獲物であつて、三十余日を窮屈に過ごした事の如きは、何等寸毫も惜しむところでは無い。

(大正十三年十一月十八日)

我等の英語

かんごく改良

プリズン・リホーム (Prison Reform)

歐洲の刑事界に改良運動の漸く盛になつたのは所謂
 文明史上の啓蒙期 ("Aufklärungszeit", "Era of Enlightenment") と稱せらるゝ十八世紀の末からであつて、夫れまではローマ時分から中世へかけて、刑

事に關しては文明は何等の進歩を示さなかつたのである。刑罰は不公平で犯罪の性質よりもむしろ犯人の身に從つて定まつたのである。その方法は殘忍で野蠻で、行刑の基礎は死刑に置かれてゐたのである。プリズンに於ける拘禁の如きは重きを置かれなないで、「牢獄は刑罰のために存在するもので、刑罰のためにはない」といふのが、殆んど刑法上の原則として行はれて

わたと言つても可い程である。而して其の當時の人の智見を鑿徹してゐた宗教上の迷妄偏見は想像上の犯罪をすら生み出し、刑法は社會的秩序維持の範圍を踏へて、人間の良心の領分にまで踏み込んでゐたのである。

然るに、十八世紀の中頃から亂暴な行刑制度に對して改革を冀ふ強い運動が起つて來たのである。實に此の改革運動は急に目覺めて來た民衆の自由思想に根を有つてゐるもので、人類の思想史に最も目ざましい運動として知られてゐる啓蒙運動の一現象に過ぎないのである。此の啓蒙運動は社會生活の各部分に亘つて自由思想と因襲との猛烈な闘争となつて現はれたもので、理性と人道の二つの觀念に基いた平理的な運動であつたのである。文學者で政治家であつたフランスのビルメーン Francois Villainin (1790—1867) はフランス革命前の當時の世相を評して、「政治法律より日常生活の取引に及ぶまで、到處に哲學は侵入した」と曰つた。

此の思想運動が野蠻、殘酷、不公平を極めてゐた當時の行刑制度に對して反抗の叫びを揚げたのは怪しむに足りない。その聲の痛烈を極めたものは、一七六六年に公にせられたイタリヤの貴族ケザレ・ベツカリヤ Casare Beccaria (1735—1794) の「犯罪並びに刑罰に對する」(“Dei delitti e delle pene” — “On Crimes and Penalties”) の一論文であつた。此の論文は「人間の良心のどん底より發せられた痛苦の叫び」(“a Cry of distress”) と稱せられたもので、眼たくくひまに幾版をも重ねて、歐洲の各國語に翻譯せられ、當時の人心を動かし思想慣習に影響すること非常なものであつた。ベツカリヤは始めて死刑、肉刑、拷問其他舊來の行刑制度の非を鳴らし、改革の案を提げて起つたのである。實に彼は暴虐なる當時の行刑制度に對してヒュマニテイの要望の宣言プロクレーションを起草したものと云へるのである。然しながら此の改革思想が實現されたのは全くフランス革命の賜物であつた。

日フランスの國民の怨恨の府となつてゐた恐ろしいバステイユの牢獄はもろくも陥落したのである。巴里市民のルイ十六世の爲す所に堪えず遂に武器を執つて起つや、期せずして萬口一齊に、「バステイユへ、バステイユへ」(“To Bastille! To Bastille!”) と叫んで、巴里の南鄙に蟠居してゐたこの城塞へ向つたのである。無道壓制のシンボルたりしバステイユの牢獄が如何に久しく巴里市民の嫌忌恐怖の的となつてゐたかは、此の一事を以ても知ることができるのである。「バステイユの奪取」(“The taking of Bastille”) の歡聲が歐洲の隅々へまで響き渡つた時は、バルチック海濱の淋しきケニツヒスベルヒの大學で哲學の先生をやつてゐた彼の石の如く冷いカントさへ驚喜の眼を輝かしたのである。フランス國民はバステイユ陥落の日を以て古きフランス亡びて新しきフランス生まれたる日として、七月十四日を國祭日と定めて祝つてゐる。

歐洲大陸に啓蒙運動の盛んになつた頃、恰も其時イングランドには有名なブリズン・リホーマー(かんごく改良家)デオン・ハワードがゐた。(つゞく)

統計

大正十三年十一月中入出所並月末在所人員 (△ハ減)

受刑者	刑事被告人	勞役場留置者	乳兒	計		現員	前月末日	前年同月	増減
				男	女				
受刑者	二八、八四	五、七四	四、九三	二、七五	二、八四	二、九一	△二、三〇		
刑事被告人	二、八六	三、三九	三、四六	二、八七	二、八六	三、〇七	△二、八〇		
勞役場留置者	一、六四	三、六	三、三	一、五	一、四	一、五	△二		
乳兒	八	七	四	二	八	九	△一		
計	三、六二	八、五〇	八、三九	二、六二	二、六一	二、九一	△三、八〇		
計	三、六二	八、五〇	八、三九	二、六二	二、六一	二、九一	△三、八〇		
計	三、六二	八、五〇	八、三九	二、六二	二、六一	二、九一	△三、八〇		

備考
 内朝鮮人受刑者男 三一八人 刑事被告人男 三六八人 支那人受刑者 六八八人
 刑事被告人 男一三人 北米合衆國受刑者男 一人 露西亞人受刑者男 一人あり

任典獄補叙高等官七等 看守長 杉本 虎吉
 七級俸下賜補官山支所長
 任典獄補叙高等官七等 同 中島 利吉
 八級俸下賜補同少年刑務所長
 兼任典獄補叙高等官七等 典獄通譯 關 誠
 函館刑務所勤務ヲ命ス
 保健技師ニ任ス 陸軍二等軍醫 小川 保治郎
 九級俸下賜松江刑務所勤務ヲ命ス 保健技師 井上吉四郎(長崎)
 十級俸下賜徳島刑務所勤務ヲ命ス
 保健技師ニ任ス 同 中家 裕治(大分)
 宮崎刑務所勤務ヲ命ス 同 教誨師 教山 祐賢(佐賀)
 京都刑務所勤務ヲ命ス 同 中島 博行(前橋)
 關西刑務所勤務ヲ命ス 同 本多 義圓(高松)
 關東刑務所勤務ヲ命ス 同 赤沼 貢之(函館)
 前橋刑務所勤務ヲ命ス 同 井上 謙敬(盛岡)
 金澤刑務所勤務ヲ命ス 同 高山 圓諦(集鴨)
 函館刑務所勤務ヲ命ス 同 小笠原 覺雄(旭川)
 高松刑務所勤務ヲ命ス 同 重松 招雪(浦和)
 巢鴨刑務所勤務ヲ命ス 同 大村 曉心(札幌少年)
 山形刑務所勤務ヲ命ス 同 藤林 正 敏(名古屋)
 山口刑務所勤務ヲ命ス 同 千輪 英性(姫路支所)
 徳島刑務所勤務ヲ命ス 同 小川 啓亮(鳥取)
 鹿児島刑務所勤務ヲ命ス 同 藤澤 精雲(小倉)
 官械刑務所兼盛岡支所勤務ヲ命ス 同 小林 實然(盛岡少年)

札刑務所勤務ヲ命ス 同 松田 嘉一郎(旭川)
 高松刑務所勤務ヲ命ス 同 竹内 繁光(岩國少年)
 名古屋少年刑務所勤務ヲ命ス 同 合田 好彦(名古屋)
 岡山刑務所勤務ヲ命ス 同 平川 清一(小倉)
 教誨師ニ任ス 同 教誨師 脇坂 澄晃(札幌)
 十二級俸下賜札幌少年刑務所勤務ヲ命ス
 任典獄叙高等官四等 檢事 吉川 三雄司
 二級俸下賜補宇都宮刑務所長 典獄補 青木 七太郎(福井)
 任典獄高等官七等 典獄補 向島 鐵之助(小田原)
 七級俸下賜補高知刑務所長 同
 長崎刑務所勤務ヲ命ス 同 看守長 北岡 重民(集鴨)
 市谷刑務所勤務ヲ命ス 同 看守長 渡外 三郎(集鴨)
 千葉刑務所勤務ヲ命ス 同 鳥崎 哲馬(橫濱)
 市谷刑務所勤務ヲ命ス 同 看守長 神本 直助(橫濱)
 栃木支所勤務ヲ命ス 同 看守長 山内 嘉市(橫濱)
 小菅刑務所勤務ヲ命ス 同 看守長 澤田 幸太郎(浦和)
 浦和支所勤務ヲ命ス 同 西村 重五郎(浦和)
 同 榎本 高義(浦和)
 同 田中 繁太郎(浦和)
 同 藤下 仁一郎(熊谷)
 同 下 部 基(宇都宮)
 同 國清 市太郎(坂木)
 同 長谷川 源作(上田支所)

叙

岡山刑務所勤務ヲ命ス 宇津木 長(津山支所)
鳥取支所勤務ヲ命ス 前田 寛一(鳥取)
松江刑務所勤務ヲ命ス 木下 榮樹(同)
廣島刑務所勤務ヲ命ス 吉田 万吉(同)
浦米子支所長 田口 房治(同)
浦米子支所長 井上 清次郎(米子支所)
佐賀支所勤務ヲ命ス 箕島 文太郎(濱田)
福岡常一(佐賀)
福岡 初太郎(同)
船津 敏(同)
白濱 佐一(同)
中野 久三(同)
高木 幸雄(久留米)
大曲 利八(小倉)
宮本 秀夫(小倉)
宮本 義幸(同)
山根 義幸(同)
米村 直次郎(同)
松本 稻城(山形)
細川 嘉吉(米澤)
佐藤 平兵衛(同)
中田 達治(盛岡)
齋藤 信一(同)
岡部 清四郎(盛岡)
藤井 秀太郎(同)
鈴木 環(同)

川越少年刑務所勤務ヲ命ス 石澤 信次(福島)
秋田刑務所勤務ヲ命ス 高谷 健雄(大館支所)
旭川支所勤務ヲ命ス 山岸 治雄(旭川)
福島刑務所勤務ヲ命ス 毛利 佐四郎(同)
補米子支所長 荒川 金六(同)
補瀧松支所長 橋井 吉治(同)
浦和支所勤務ヲ命ス 山中 鐵一(鹿根支所)
任裁判所書記兼看守長 稻垣 正一(松山)
給三級俸仙臺地方検事局勤務ヲ命ス 末光 柴平(浦和)
任裁判所書記兼看守長 宮崎 徳安(宮城)
給三級俸仙臺地方検事局勤務ヲ命ス 金澤 公炳(甲府)
甲府地方検事局勤務ヲ命ス 關 力藏(神戶)
任裁判所書記兼通譯 監獄通譯 關 力藏(神戶)
給三級俸神戶地方検事局勤務ヲ命ス 看守長 武田 又市(廣島)
任裁判所書記兼看守長 看守長 井上 榮次(岡山)
給四級俸廣島地方検事局勤務ヲ命ス 江澤 經彥(徳島)
任裁判所書記兼看守長 任裁判所書記兼看守長 西原 幸藏(秋田)
給四級俸岡山地方検事局勤務ヲ命ス 任裁判所書記兼看守長 任裁判所書記兼看守長 中島 新吉(鹿兒島)
給四級俸秋田地方検事局勤務ヲ命ス 任裁判所書記兼看守長 任裁判所書記兼看守長 山内 末吉(鹿兒島)
給四級俸東京地方検事局勤務ヲ命ス 同 同

任

任裁判所書記兼看守長給四級俸
東京地方検事局勤務ヲ命ス 同 前川 徳太郎(市谷)
任裁判所書記兼看守長 同 島崎 健(千葉)
給四級俸千葉地方検事局勤務ヲ命ス 同 仁科 正枝(巢鴨)
任裁判所書記兼看守長 同 伊勢谷 常三郎(上京區)
給五級俸東京地方検事局勤務ヲ命ス 同 青柳 彌六
任裁判所書記兼司法屬 同 大原 虎夫
給五級俸東京地方検事局勤務ヲ命ス 同 松田 正壽
任裁判所書記兼司法屬 同 仁科 正次
給六級俸東京地方検事局勤務ヲ命ス 同 武藤 巨
任裁判所書記兼司法屬 同 津久井 作司
月俸七〇圓給東京地方検事局勤務ヲ命ス
任監獄通譯給四級俸 司法屬 關 毅
函館刑務所勤務ヲ命ス 同 一 休 清
給六級俸 同 榮 茂 磨
給九級俸 同 龍野 道圓
給十級俸 同 瀧澤 幸

叙

任裁判所書記兼看守長給四級俸
東京地方検事局勤務ヲ命ス 同 前川 徳太郎(市谷)
任裁判所書記兼看守長 同 島崎 健(千葉)
給四級俸千葉地方検事局勤務ヲ命ス 同 仁科 正枝(巢鴨)
任裁判所書記兼看守長 同 伊勢谷 常三郎(上京區)
給五級俸東京地方検事局勤務ヲ命ス 同 青柳 彌六
任裁判所書記兼司法屬 同 大原 虎夫
給五級俸東京地方検事局勤務ヲ命ス 同 松田 正壽
任裁判所書記兼司法屬 同 仁科 正次
給六級俸東京地方検事局勤務ヲ命ス 同 武藤 巨
任裁判所書記兼司法屬 同 津久井 作司
月俸七〇圓給東京地方検事局勤務ヲ命ス
任監獄通譯給四級俸 司法屬 關 毅
函館刑務所勤務ヲ命ス 同 一 休 清
給六級俸 同 榮 茂 磨
給九級俸 同 龍野 道圓
給十級俸 同 瀧澤 幸

給五級俸 同 松田 正壽
給五級俸 同 武藤 巨
給八級俸 看守長 妙圓 弘吉(小菅)
給八級俸 看守長 平方 義孝(市谷)
月俸六七圓給與 同 太田 卯八(豊多摩)
月俸五七圓給與 同 中村 庄次(同)
給五級俸 同 本間 勘吉(巢鴨)
月俸七〇圓給與 同 鈴木 長次郎(同)
月俸七〇圓給與 監獄通譯兼看守長 黒木 駒(同)
月俸七〇圓給與 看守長 高木 銀重(横濱)
月俸七〇圓給與 同 山内 嘉市(同)
給七級俸 同 小林 利吉(千葉)
給七級俸 同 渡邊 直水(戸)
給六級俸 同 卜部 基(宇都宮)
月俸七〇圓給與 同 佐藤 吉郎(同)
月俸七〇圓給與 同 小澤 傳藏(同)
給六級俸 同 水上 友吉(同)
給六級俸 同 宮下 啓助(前橋)
月俸六三圓給與 同 増山 喜三郎(前橋)
給七級俸 同 鳥田 誠吉(勝岡)
給七級俸 同 見川 恒次(甲府)
月俸五七圓給與 同 瀧澤 五郎(同)
月俸七〇圓給與 同 赤地 馬之助(長野)
月俸六七圓給與 同 辻 多七(同)
月俸六〇圓給與 同 本野 榮吉(同)

月俸五七圓給與	同	平田均一(同)	給七級俸	同	南松太郎(同)
月俸五七圓給與	同	宮下伯(松本)	同	同	村田義格(同)
月俸七〇圓給與	同	長谷川源作(上田)	月俸七〇圓給與	同	岡本幸次(高知)
同	同	長嶺梅次郎(新潟)	月俸六七圓給與	同	長谷川清十郎(高知)
月俸六七圓給與	同	風間權平(同)	月俸六〇圓給與	同	野並藤治(同)
給七級俸	同	小澤義親(京都)	月俸七〇圓給與	同	久米爲市(同)
月俸六三圓給與	同	鈴木淺吉(同)	月俸六〇圓給與	同	田畑明(名古屋)
月俸六三圓給與	同	掛繩松次郎(同)	月俸五七圓給與	同	藤田利太郎(同)
給六級俸	同	印南眞一(大阪)	給六級俸	同	南條正巳(同)
給七級俸	同	葛原男一郎(同)	給七級俸	同	梅津幸市(岐阜)
月俸六三圓給與	同	前田孫次郎(同)	同	同	高井辰之丞(同)
月俸五七圓給與	同	石田藤治(同)	月俸六三圓給與	同	外山龜助(同)
給七級俸	同	山本銓吉(北區支所)	同	同	永井吉兵衛(同)
月俸七〇圓給與	同	金田榮三郎(神戶)	月俸七〇圓給與	同	佃藤吉(同)
月俸六〇圓給與	同	田中岩藏(同)	月俸六七圓給與	同	白木清吉(高山支所)
給六級俸	同	井上松太郎(姫路支所)	給七級俸	同	前坂源三郎(福井)
給九級俸	同	石井定助(神戸)	月俸六〇圓給與	同	酒井喜太郎(同)
月俸七〇圓給與	同	中島卯太郎(奈良)	給六級俸	同	福島三治(金澤)
月俸六七圓給與	同	高橋龜太郎(奈良)	月俸六七圓給與	同	常石政次郎(富山)
月俸六〇圓給與	同	東末吉(奈良)	月俸六七圓給與	同	岡本謙一(廣島)
月俸六七圓給與	同	宮田長之助(和歌山)	月俸六七圓給與	同	山崎壽馬(廣島)
給七級俸	同	古宅房之助(同)	給七級俸	同	小田倉一(同)
月俸五七圓給與	同	市原福馬(徳島)	月俸六〇圓給與	同	大西小一(同)
月俸六七圓給與	同	高崎又市(高松)	月俸六七圓給與	同	長谷川己吉(山口)

給七級俸	同	原谷 渡(同)	給七級俸	同	青木泰修(同)
月俸七〇圓給與	同	湯淺芳治(下關支所)	月俸五七圓給與	同	中島廣記(同)
給七級俸	同	中尾駒夫(同)	給七級俸	同	高木幸雄(久留米支所)
同	同	林 關松(同)	月俸六七圓給與	同	大曲利八(小倉)
月俸六三圓給與	同	熊野染太郎(同)	月俸六〇圓給與	同	米村直次郎(同)
月俸六三圓給與	同	妹尾孝太郎(同)	月俸七〇圓給與	同	古田 學(大分)
月俸六〇圓給與	同	上野 豊(同)	月俸六〇圓給與	同	成瀬定實(同)
月俸六七圓給與	同	宇津木長津山支所)	給六級俸	同	大田彦治(熊本)
月俸七〇圓給與	同	木下榮樹(鳥取)	給八級俸	同	猿渡重雄(宮崎)
給七級俸	同	田口房治(同)	給九級俸	同	永野弘兄(同)
同	同	山根金一郎(松江)	月俸六七圓給與	同	徳田安温(沖繩)
月俸六三圓給與	同	山田直次郎(同)	給七級俸	同	北村松造(同)
月俸五七圓給與	同	茂久親秋(同)	月俸六三圓給與	同	古堅宗振(同)
月俸六七圓給與	同	三並丹治(松山)	月俸六〇圓給與	同	立川達文(同)
給七級俸	同	植見市郎(同)	月俸六三圓給與	同	宜名眞邑義(平良支所)
月俸六〇圓給與	同	井川信一(同)	月俸六七圓給與	同	柏 平助(宮城)
給七級俸	同	三原金次(長崎)	月俸五七圓給與	同	佐々木 盛(宮城)
同	同	土橋惣太郎(同)	給六級俸	同	都筑正繁(福島)
月俸六〇圓給與	同	森山新之助(同)	月俸六七圓給與	同	神 俊三(同)
同	同	田代多七(同)	給七級俸	同	大竹鐵四(同)
月俸五七圓給與	同	牛島五郎(片瀨支所)	月俸五七圓給與	同	三留常盤(山形)
給七級俸	同	白濱佐一(佐賀)	月俸六七圓給與	同	佐藤平兵衛(鶴岡支所)
給七級俸	同	船津 敏(同)	給五級俸	同	奇藤信一(盛岡)
給六級俸	同	寺島太作(三池)	月俸六七圓給與	同	岡部清四郎(同)
月俸七〇圓給與	同	清永徳太郎(同)	同	同	藤井秀太郎(同)

任 叙

月俸六七圓給與
月俸六三圓給與
給八級俸
月俸六三圓給與
月俸六〇圓給與
同
月俸六七圓給與
月俸七〇圓給與
月俸五七圓給與
月俸五七圓給與
月俸七〇圓給與
月俸五三圓給與
月俸七〇圓給與
月俸六〇圓給與
給五級俸
給六級俸
月俸七〇圓給與
月俸六七圓給與
給七級俸
月俸五三圓給與
給七級俸
月俸五七圓給與
給八級俸
月俸六七圓給與
給八級俸

阿部年吉(秋田)
高橋龜治(同)
成田助次郎(同)
高谷健雄(大館支所)
及川勇(青森)
菅原鶴吉(同)
永井梅吉(札幌)
後藤孝治(同)
安田壽次郎(同)
高橋敏郎(札幌)
伊藤菊治(小樽支所)
三浦秀文(函館)
橋井吉治(旭川)
毛利佐四郎(旭川)
田中福次(網走)
三浦龜助(同)
佐藤忠(同)
山根信松(釧路)
三浦惣次郎(釧路)
佐藤惠(同)
殿名末太郎(帶廣支所)
今井芳藏(樺太)
金田操(蝦路少年)
伊藤勝重(名古屋)
松本一郎(岩國少年)

月俸五七圓給與
月俸七〇圓給與

山田寬(札幌少年)
井上金作(名古屋)

同 同

大正十三年十二月二十四日司法省行刑局長通牒

刑務所長少年刑務所長宛

收容者ノ病者及死亡者ノ取扱ニ關シ注意ノ件依命謹録

收容者ノ病者及死亡者ノ取扱ニ對シテハ從來各所共夫々周到ナル注意ヲ拂ハレ常ニ遺憾ナキヲ期セラル候儀トハ存シ候ヘトモ近來一般思想ノ惡化ト共ニ適々水平社同人ノ死亡ノ原因ニ付市谷、山ノ兩刑務所ニ於テ物議ヲ惹起セル實例有之右ハ些々タル書類及口ノ兩刑務所ニ於テ物議ヲ惹起セル實例有之右ハ些々タル書類及死體取扱等ノ瑕瑾ヲ理由トシ猜疑ノ眼ヲ以テ揣摩體測ヲ逞シクセルニ過キサル次第ニ外ナラス候(共畢竟當事者ノ用意ニ周到ラザルキタル謗ヲ免カレ難キ次第ニ付將來各所共一一般收容者ノ病者及死亡者ハ勿論水平者同人等ノ取扱ニ對シテハ特ニ一層綿密ナル注意ヲ拂ハレ度殊ニ從來病者及死亡者ノ處遇ニ就テハ稍モスレハ醫務、文書、戒護等ノ各部間ノ連絡區々ニ涉リ遺憾ノ点少ナカラサルニ付各所協力一致以テ萬全ノキヲ期スルヲ務メテ務セラレ苟モ批難ノ種ヲ惹起セサル様御注意相成候様致度候

大正十三年十二月二十五日司法省行刑局長

法 令

刑務所長少年刑務所長宛

刑務所作業ニ關スル件

過般次官會議ニ於テ官廳需用品ハ可成刑務所製作品ヲ利用スルコトニ協定セラレタル旨傳ヘラル、ヤ地方ニ於テハ速ニ刑務所作業ヲ擴充シ官廳需用品ハ其ノ供給ヲ悉ク刑務所ニ奪ハル、カ如ク誤信シタル結果ナラン歟民業ヲ壓迫スルモノトシ屢々大ニシテ反對運動乃至陳情スル向有之哉ニ候處右協定ハ時局ニ際シ財政緊縮ノ一方法トシテ發議セラレタルモノニシテ一面在所者ノ職業訓練ヲ計リ良民復歸ヲ目的トスル次第ニ有之候ヘ共刑務所作業能力ニハ自ラ制限アリ之ニ從事シ得ル技能者ノ如キハ極メテ少数ニ止リ其ノ社會民業ニ及ボス影響ニ至リテハ定ニ微々タルモノト被思料候同其ノ應酬ニ際シテハ叙上ノ旨ヲ傳シテ懇切ニ説示シ誤解ナキヲ期セラレ候様致度候

大正十三年十二月二十七日司法省行刑局長通牒

刑務所長少年刑務所長宛

刑執行停止者ノ釋放ニ關シ注意ノ件通牒

心神喪失者ト決定セラレタル受刑者ニ對シテハ直ニ刑執行停止ノ處分ニ出デラレタキ趣本年九月九日行甲第一三八七號ヲ以テ通牒致置候處遇々引取人ニ關スル調査周到ナラザル嫌アリシ爲ニ出所後暫時ニシテ重罪ナル犯罪ヲ敢行セシ實例モ有之遺憾ニ堪ヘザル次第ニ付今後心神喪失者ニ對シ刑執行停止處分ヲ成シ出所セシムル場合ニ於テハ其ノ引取人ガ確實ナル保護能力アリヤ否ヤニ關シ檢察協議ノ上最モ周到ナル調査ヲ遂ゲラレ度萬一不充分ノ據アルトキハ一時刑務所ニ留置相成以テ刑執行停止ニ依リ釋放

者ヲシテ犯罪ヲ再ビセシメザル様致度候

東 西 南 北

司法保護事業職員養成所閉所

輔成會經營の第五回司法保護事業職員養成所は一月二十四日修了式を舉行し左記二十名に對し修業證書を授與した。

北 南 西 東 令 法

原籍 氏 名 宗 派 原籍 氏 名 宗 派

青森 横山機應 曹洞 神奈川 倉橋玄風 曹洞

巖手 海野義雄 同 愛知 平野澄觀 淨土

大 阪 片岡設賢 淨土 島根 中津慎我 淨土

山 梨 竹中正義 曹洞 京都 川内知光 同

東 京 志茂建實 曹洞 愛知 大橋一造 曹洞

大 阪 伊藤宗順 淨土 愛知 前田慧尹 曹洞

愛知 山内順輝 大谷 山形 那須實也 大谷

北海道 石原廣榮 大谷 滋賀 權原信英 同

愛知 伊藤眞諦 同 富山 眞門道雄 本願寺

茨城 中里泰雄 淨土 三重 佐々木 毅 高田

大正十三年十二月二十五日司法省行刑局長

本會總裁橫田千之助氏の喪死

本會總裁司法大臣橫田千之助氏は昨年暮より健康勝れ
中病軀を提げて精勵せられしが二月三日より容態急變し
心臓極度に衰弱し、礮石の効もなく、二月四日午後五時
五十五分赤坂青山隠田の自邸にて薨去されたり、享年五
十六歳、邦家の功臣を喪ふことは洵に哀惜の至りに堪え
ず、危篤の報大聽に達するや長き邊より病氣御見舞とし
て葡萄酒の御下賜あり、八日正午より青山の齋場にて告
別式を執行さる、

横田法相の薨去に伴れ、五日東京假御所に於て農商務大
臣高橋是清氏が臨時司法大臣兼任の官記を親授あらせら
れ、九日には再び左記の通り親任式を行はせらる、

正四位勳二等 小川 平 吉
任司法大臣

なほ小川氏法相任命と同時に高橋農相の兼任は免ぜらる
免兼官 農商務大臣 高橋 是清
兼司法大臣

高級刑務官練習所開始

二月十六日より二箇月間の豫定にて本會に於て高級刑務
官練習所を開始、左記二十二名入所することに決定せ
り。

- | | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 市谷 | 神本直助 | 豊多摩 | 大島徳治 |
| 静岡 | 安原亮治 | 伊鴨 | 山内末吉 |
| 京都 | 米倉忠治 | 大阪 | 上田清三郎 |
| 徳島 | 大場正雄 | 高知 | 齋藤信一 |
| 廣島 | 武田又市 | 山口 | 賀内利吉 |
| 岡山 | 西村信七 | 三池 | 藤井武利 |
| 福岡 | 森永義郎 | 大分 | 馬場治作 |
| 熊本 | 島山雲平 | 鹿児島 | 中島新吉 |
| 沖繩 | 西村仁太郎 | 宮城 | 宮崎徳安 |
| 福島 | 荒川金六 | 札幌 | 根田兼治 |
| 網走 | 伊藤助秀 | 釧路 | 小松直清 |
| | | 以上 | 二十二名 |



靴足袋の穴

或る朝、主人は急いで洋服に着替へ、出掛けんとした
時、妻君を顧りみて、靴足袋の穴を繕ふて置くやうに命
じた。ふと自分の穿いてゐる靴足袋のさきに小さな穴の
開いてゐることを發見したからである。

次の朝、主人はまだ繕はれてゐない靴足袋を見た。併
し叱言もいはずにそれを穿いて出掛けた。だまつてゐて
も今日は修繕するだらうと思つたのである。然るに、そ
の翌日靴足袋は依然として修繕されてゐなかつた。その
翌日にはやつと、穴のうづめられた靴足袋に成つてゐた
が、併しもうこの時は、主人がはじめて氣のついた時の

穴の數倍の大きさに廣がり、従つてそれをつくらつた跡
が馬度に大きく、目立つて不體裁なものになつてゐた。
その体裁のわるい、靴足袋を妻君の怠りから、主人は仕
方なしに、穿いて勤めに出掛けるのであつた。

靴足袋の穴は發見した時に、必ず、繕ふことである。

桃の節句雛祭

三月三日は女の節句、桃を飾つて菱餅供へてお雛さま
を祭るとになつてゐるが、外人にはこれがめづらしいと
見えて『人形の變遷 (Evant of Dolls)』と名づけて紹介
してゐる人もある。そこでこのひな祭は何時頃から始ま
つたかと云ふに、或は聖徳太子の時代からと云ひ、又藤
原時代からとも云つて説もいろいろあり、そこにむつか
しい理窟もあるが、「雛祭」と云ふ語は天曆の頃(約千年
前)から見えてゐる。三月三日にひな祭をするとは、女
帝明正天皇の御即位に因んで寛永六年(約三百年前)、關
東から御入内になつた國母東福門院の創めたまふところ

であると言ふ人がある。主人は……

こんな風に淵源をたづねて行くと支那や朝鮮にもそれらしいものがあるが、それはとにかくとして、我國人は人形を弄ぶと古來久しく、今も兒童の人形愛玩本能は強いが、これにある種の宗教的要素が加はつて出来たのが雛の節句であるらしい。雛の中でも「内裏雛」「親王雛」とは高貴の生活を模したので、皇室尊崇の意味もあるが、更に「紙雛」「壁雛」などとすると九尺二間の長屋の娘でも飾つて貰へるやうなものこれらは童女たちに「まゝごと」から、家庭生活の一般ををしへてゐるとも見られやう。

實に我國固有の風俗中優雅な行事で、これをもつと有意義なものにしたと云ふので、生活改善同盟會邊りでは、もつと子供本位にして、この日を家庭に於ける教育的娛樂デーとし、贅澤な人形を飾つたり、見えを張つてお祭り騒ぎをせずに、子供の自發的な考案によつて、自分たちのお友達を招いて一日をたのしむとにしたいと云

樂を鼓べてゐても、莞爾として拜聴するマイ。ペターハーフあり、殿の御機嫌を取結ぶ、小人島の喜劇役者がゐるではないか。それに御説をならべる上役もなければ、變に皮肉る同僚もありやしない。すべて皆上様直參の旗本郎黨だ。

のみならずだ、たとひいつもより一本おしきせが過ぎやうとも、滑つてころぶ雪解の道もなければ、割前に四苦八苦のみじめさを見る心配もない。外でなら、物の相手に悪友に誘はれる虞もあるが、家庭でなら極く輕便に能率を上げるとが出来る。上に安全の點ではこれ以上のものはない。男子一度家を出すれば首をかけたの勤め一とそれほど大層でもないかも知れないが、まあそれほどの責任もある。龜が若上に甲羅を干す如く、家庭で僕等は足をのびしのびをする。これが安全地帯の氣樂さであらう。

つてゐる。「雛の膳客はひだりやにぎり箸」「まうせんへ割込む初めのひな祭」流石皮肉屋の川柳子も可愛い、觀察をしてゐるではないか。

家庭は安全地帯

道路には安全地帯と云ふものがある。どんな親知らず子知らずの難所でも——例へば須田町とか日比谷の交叉點とか——そこにさへ立つてゐれば、自動車のとばしりを食ふ位で減多に鈍き殺される憂ひはない。これと同じやうな譯で家庭と云ふものは人間社會に於ける安全地帯であると云へないだらうか。渡る世間に鬼はないとは云ふものゝ、これで浮世の波は荒く、娑婆の風は強いのがきまり文句だ。うっかりすれば落ち込む穴がいくつもあつて、思ひがけぬ流矢も飛んで来る、機嫌氣づまの取りやうでトンダ浮目を見ねばならぬ。こんなことを考へると家庭ほど、のんびりと羽をのばせるところはない、どんな太平

「家庭は眠る處である」と日つたり、家庭を輕蔑したのであらうか、それとも家庭を尊重したのであらうか。食足り睡足る。或は之が人生の唯一の幸福かもしれない。

而して眠食の二つは之をホームに於てするのでなければ十分足りたといふことはできないのである。よし食事はホームの外に於てすることあるとするも、睡眠の一事は是非共ホームでなければ十分足ることはないのである。かう考へて見れば、「家庭は眠る處である」と曰ふのは決して輕蔑の意味にはならない。若し眞に善く眠り得るホームを有つてゐるとすれば、其人は幸福であるばかりでなく、むしろ誇りとして可いのである。良妻といふのは彼女の夫をして夜々甘き眠りを味はしめ朝々快く目覚めしむる女を云ふのである。且つや甘き眠りを味ふためには、米櫃はがたついてはならないのである。ベッドは清潔に整頓されてゐなければならぬのである。細君の手腕である。しかのみならず彼女は温く柔い心と肉とを有つてゐなければならぬのである。甘き眠りを味ひ

人間になくてならないホーム

樂を鼓べてゐても、莞爾として拜聴するマイ。ペターハーフあり、殿の御機嫌を取結ぶ、小人島の喜劇役者がゐるではないか。それに御説をならべる上役もなければ、變に皮肉る同僚もありやしない。すべて皆上様直參の旗本郎黨だ。

得る人は、たしかにそのホームを尊重して可いのである。

然しながら人生は眠るのが目的ではない。サムシング・エルスだ。目的は別に在る。飽かず血に渴ける神々は目覚めよと呼ぶ。起てよと呼ぶ。躍れと命ずる。戦へと宣る。血はたぎる。焔は眼に燃ゆる。彼は温きベッドを蹴つて、藁直らに生活のどよめきの中に躍り入るのである。人間の生活はダンスであり、戦闘であらねばならないからである。しかく神々は欲するのである。

可憐なる彼女は戸に倚つて朝暮に彼の歸るを待つてゐるかもしれない。然り而して、獨り自ら狂夫の家を思はないのは、生活の中に秘められてゐる恐ろしい而かも美しいサムシングを求めて已まないからである。ヘーヒスチス・ダーザイン(最高の存在)を求めて已まなかつたフワウストは何物にも満足を見出すことはできなかつたのである。彼はホームを輕蔑する。

然し血管の中に燃えた焔はいつかは消ゆる。落莫たる多は來ないでは已まない。

ればならなかつたのは寧ろ其處を得たものであらう。幸ひにして彼がナポレオンでありエムペラーであつたが爲めに、纔かに烏に突つかれずすむたのである。

犬は最後に姿を消して何處かで死ぬといふ。人間にはそんな器用なまねはできない。彼は死場所を作つてをく必要がある。而して最後の渴を醫するために情けある一杯の水が欲しいならば、女房も可愛がつてをかなければならないのである。人間が大でなくナポレオンでない限り、ホームは必要である。永き眠りに就くために、烏に突つかれないために!!!

五本の指

人間の手には五本の指がある。この五本の指は、仁義禮智信、また父子親あり、君臣義あり、夫婦別あり、長幼序あり、朋友信あり、五倫五常にたとへられて居る、神佛に向つた時に兩掌を合せて禮拜するが、それは神佛

ヲ、ハイネよ、疲れたるハイネよ! 人道の解放

戦争に疲かれ傷いたハイネには巴里のアムステルダム街の彼のマティルダのゐる家が必要だつた。無意義なる生のダンスと戦ひに疲れては、しかも何處に行くべきかを知らない人間は、自分の家に歸る外はない。只だ徒らに人間の慾望の錯綜し、紛糾するに過ぎない文明なるもの、馬鹿々々しくもくだらなさにも呆れ果ては、眠るより外に生活のどよめきを逃れる道はないのである。

一箇のローマンテイカーであつたナポレオンは、「結婚は戀の墓場である」と言つた。然らばホームは自己を葬むる處ではなからうか。世路を闊みし來りて人情を會盡した後自己を持てあましたものは、ホームより外に自己を投げ出す場所はない。憐れむべき運命の兒ナポレオンは彼の帝國を失ふと共に唯一の避難所たるホームをさへ失つて了つた。下界は平凡である。平凡なる生の營まれる人間社會には超人の頭を横へる處はない。彼が霧深きセント・ヘレナの荒れたる岩の上に榮光の殘骸を擧げなげ

は五倫五常を具有して在すから其の五倫五常の御儀に合致するやうに左右兩掌五本の指を合はすのである。誰でも神佛の前には一點邪念を挟まず誠の一心を披瀝して恭敬禮拜するので全く神佛の御心に協ふといふことなる、即ち神人合體の意である、又陰陽が天地の本で、左の手は陽右の手は陰にたとへられてあるから、兩掌を合はすのは陰陽合體、天地同體の意となる。

藝州に奥田壽太號は頼杖といふ心學道話の先生があつた其の道話には、五本の指を配當して、食指は仁、無名指は義、中指は禮、小指は智、拇指は信としてある、そうして食指は父子親あり、無名指は君臣義あり、中指は夫婦別あり、小指は長幼序あり、拇指は朋友信ありであるとしてある、それで五倫五常に擬らへられた五本の指をびつたりと合せて禮拜するのは天命に従ひ大道を守るやうにと祈ると共に誓ふのである、此の五指を合せた清淨な心が永久に持ち續けられるならば、天下泰平國産豊饒家内安全子孫繁榮であるが、我等の日常は天地を畏れ

昭和二十七年十一月二十六日（銀三）